

第七十一回国会 参議院 内閣委員会 會議録第十八号

(三ノ)

昭和四十八年七月五日(木曜日) 午前十時三十八分開会

委員の異動

七月五日

辞任

田中 茂穂君

補欠選任

西村 尚治君

出席者は左のとおり。

委員長 高田 浩運君
理事 内藤善三郎君
中山 太郎君
山本茂一郎君
片岡 勝治君

委員

源田 実君

世耕 政隆君

長屋 茂君

西村 尚治君

星野 重次君

町村 金五君

柳田桃太郎君

鶴園 哲夫君

宮崎 正義君

中村 利次君

岩間 正男君

國務大臣

大藏大臣 愛知 揆一君

運輸大臣 新谷寅三郎君

國務大臣 坪川 信三君

官(総)理府総務長

政府委員

総理府人事局長 皆川 迪夫君

総理府恩給局長 平川 幸藏君

大蔵政務次官 山本被三郎君

大蔵大臣官房会 片山 充君

計課長 辻 敬一君

大蔵省主計局次 加藤 威二君

長 佐藤 文生君

厚生省社会局長 住田 正二君

運輸政務次官 相原 桂次君

運輸省鉄道監督 大和田 潔君

局固有鉄道部長 入江 慧君

事務局側 常任委員会専門 永瀬 章君

員 消防庁予防課長

厚生省年金局企 画課長

厚生省援護局援 護課長

説明員

本日の會議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

前回は引き続き、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○片岡勝治君 それでは恩給並びに共済組合の年金関係について若干質問をしたいと思います。

第一に、恩給の問題で、今回七十歳以上の者について一律に四号俸は正を行なうというところについてありますけれども、その理由について、したがって、その格差は正のために四号俸を加えて恩給の是正をはかりたい、こういうことではないか、そのことについては私も理解をいたします。一步前進であるということについて評価をするわけでありまして、つまり、二十年以上、そういふ一つの条件がある。つまり、二十年以上、た者に四号俸の格差が出てきた、こういうこととありまして、そういうことからすると、しからば十九年の場合にはどうか、十八年の場合にはどうか、当然、私も常識的に考えると、二十年になつてとたんに四号俸の格差ができるのはなくて、一定の段階を踏みながらその格差がだんだん拡大してきたということになれば、十九年の者も十八年の者も当然格差があるだろう、こういうふうな考えのわけでありまして、その点について、実態と、二十年に近い経過年数の者に対する救済措置というものはなぜとれないのか、この点について当局の見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(平川幸藏君) このたび、文官恩給のいわゆる長期在職者、すなわち実際の在職年において最短恩給年限以上勤務した者ないしはその妻子につきましては四号俸をすべて上げるといふことになつております。

この根拠は実は二つございまして、一つは、いわばマクロ的な見方をした理論的な問題でありまして、もう一つは、福祉的な考えもあ併入して入れたということでございます。

第一の理論的なマクロ的な考え方と申し上げますのは、恩給受給者を統計的にながめてみますと、マクロ的に、すべての恩給受給者がベースアップあるいは同一のベースにのつていられるにもかかわらず退職の時期が違ふことによりまして恩給額にかなりの差があるというよりは前々から実は指摘されておりました、われわれとしても理論的にそれを説明するために数年來努力してまいつたわけでありまして、統計的に見ますと、いわゆるその原因としては二つございまして、まず第一は、これは職務の内容とか、あるいは職務の評価につきまして、その評価が変わつてきたという場合であります。この前も例に引きましたように、たとえば恩給局の筆頭課である総務課の筆頭課長補佐が、十年前には三等級であったがいまは二等級である。これは職務の内容が非常に重要になつたというものでありまして、そのために三等級から二等級に格上げしたということでございますが、この是正は恩給の分野ではない。しかし、ベースアップ以外に、たとえば特別昇給の問題でございまして、それから昇給の短縮の問題、それから頭打ちの解消の問題がございまして、たとえば特別昇給でございまして、以前は特別昇給したことによつて受ける利益は六カ月でございまして、いまは一年の短縮を受ける、それからワタも、前は一〇%のワタでございましたが、いまは一五%の

ワクに拡大されておる。それから、通し号俸制のときにおきましては、ある等級、十五級制の場合におきましては、ある級の頂上にいきますと、次に移れない、あるいは昇給が完全にストップされるというような悪条件がありました。これは逐次解除されてきました。こういう状況をマクロ的にいろいろ集計的に見ますと、約一約でございますが、二十年経過いたしますと大体四号俸の差ができるということになります。

こういつた問題は、ベースアップそのものではございませんが、ベースアップにいわば準じた、ほとんど一般的にすべての人が受けるであろう利益と考えて差しつかえないんじゃないか、そういうことで是正したわけでございまして、その結果を見ますと、いま先生が言われましたように、たとえば五年たつと一号俸上がり、十年たつと二号俸上がる、あるいは十五年たつと三号俸上がるというふうな非常に整然とした階層的なものの形を必ずしもとっているものではないわけですね。そういうことで、実は七十歳というものは、恩給受給者の平均の退職年齢が統計的に大体五十から五十一歳でございますから、二十年くらいたつと四号俸の格差が生ずる。しかも、実は恩給法といたしましては、七十歳以上というものが一つの福祉の対象になっておる。したがって、実は、余談でございますが、文官にこの措置を講ずると同時に、軍人に対しても、実は七十歳以上に対しまして加算年——たとえば、戦地に行きますと一年が四年になるわけでありまして、これを金額の計算に算入するという優遇措置をとっておるわけでございます。その間、恩給の一つの特色といたしまして、妻子につきましては七十歳でなくとも、たとえば六十歳でも直ちに四号上げる、あるいは軍人におきましては加算年を金額計算に入れるというように、恩給的な福祉の考えをあわせて導入した結果、こういう政策を打ち出したわけでございます。

○片岡勝治君 つまり、二十年経過いたしますとそのくらいの格差が出てくるということについて

は私もわかるのですよ。これが一号上げるとか、まあ二号上げるといふようなことであれば、さらに一号を半分にしてそれで十九年のときに是正をするという事はなかなか事務的に困難だろう、ベースアップする号俸が四号ということですからね。一号が約三・五％ということだそうでありますから、俸給年額の一四％アップ、こういうことになるということですね。ですから、つまり四号上げるといふことであれば、それが経過年数二十年に満たない、たとえば十八年とかあるいは十五年とかというときに二号上げるとか、そして二十年たつたらさらに二号俸をプラスするというようなことでなければ、非常にここに大きな段差がつくだろうと思う。四号俸上げることについては私も大いに賛成なんですけれども、途中にもう一段階ぐらいたんぱきできないのか。そう言っちゃなんですけれども、最近では年齢が非常に伸びておられますから、七十歳以上の受給者がたくさんおられると思うわけでありまして、七十歳にならなければ四号は正ができませんというところではちょっとおかしいのではないかと、もう少し温情ある改善というものがなせられないかということも、もう一度お願いしたいと思っております。

○政府委員(平川幸藏君) 先生の御趣旨は私よく了解したわけでございますが、ただ、先ほども申し上げましたように、一つのマクロ的な考えでございます。いま、階層的に、段階的に、傾斜線を非常に確実なカーブをもつて、五年たつては一号俸の差がある、十年たつては二号俸の差がある、十五年たつては三号俸の差があるというふうな、必ずしも階層的に非常に秩序だったばらつきが出てきておるわけではないわけでございます。そういう一つの理論的な問題もございまして、七十歳以上の人と妻子を全部合わせますと実は八〇％以上の処遇になるわけなんです。そういうこともございまして——逆に言いますと、残りの人はほとんど六十五歳以上七十歳に近い人である。そういうことで、実はわれわれといたしましても、理論的な、マクロ的な理論の上に立つと同時に、いわば

これは恩給的な福祉の年齢の切り方と申しますか、これが一つの制度的なものとなっておりました七十歳という線が出ておりますので、それと妻子とを一つのグループといたしまして、われわれとしてはできるだけの処遇をしたつもりでございます。先生も、先生の意図もよくわれわれとしては理解はいたしておりますが、ただ、こういう方法でやるのかどうかという問題につきましては、われわれといたしましては、高齢者処遇といたしましては、いろいろ方法も今後ないわけではないというように考えておりますし、恩給制度本来の考え方からいろいろ高齢者処遇の方法は積極的に考えていきたい、このように考えておるわけでございます。

○片岡勝治君 たいへんマクロ的に考えるということもわからないわけじゃありませんけれども、非常にわれわれからすると大ざっぱじゃないか。つまり、七十歳で四号の差が出てくるということになれば、六十九歳あるいは経過年数二十年と十九年の格差というものは非常に大きくなるわけですね、その段差というものは、ですから、そういう点についてマクロ的に考えたって、もうその途中に二号俸というふうなことを考えられる経過年数あるいは年齢というものがあつてしかるべきだろうと思うのです。これはひとつ、そういう点、さらに検討していただいて、いきなりここで二十年あるいは七十歳で四号という非常に大幅な改定をする前に配慮すべき点があるかと、こう思いますので、ひとつ十分検討して善処する機会があれば、そういう点、是正していただきたいというところを要望しておきたいと思っております。

さらにもう一つ、恩給で具体的なことをお尋ねをして、これもぜひ是正してもらいたいと思っております。これは、教育職員にかかる勤務加給条件の緩和の問題であります。今回も一部これが是正をされておるわけですが、具体的な例としては、戦争中、学制が改正をされて、師範学校の付属小学校に勤務されておった教職員、これがいわゆる小学校の百五十分の一の加給という

もの計算の対象になっていない、こういうことでありまして、私も教職という経験を持っておりまして、その辺の実態というものはつづきに承知しておりますけれども、付属小学校の先生は、全く今日でいう市町村立の小学校と実態的には何ら変わりがない。しかし、この百五十分の一の加給というものが、付属小学校の先生なるがゆえに認められない。他の小学校におればこれが認められるということ、これはたいへん大きな矛盾だろうと思っております。いろいろ法律的なことは私も承知しておりますけれども、実態からして非常に大きな矛盾は是正されるべきだろうと思っておりますが、この点について見解を承りたいと思

○政府委員(平川幸藏君) ただいま先生の言われました例、実は私も前からその問題については検討しておるわけでありまして、そもそも、これは先生にこういうことを申し上げるのは釈迦に説法でございますが、いわゆる教職員に対して勤務加給という制度がどういう精神で設けられたかと申しますと、同一の学校、たとえば小学校だったから小学校、これは義務教育でございますが、それから旧制中学、これは義務教育でございます。で、自分の意思あるいは親の意思によりまして、ある特定の人が自己の選択によって選ぶ学校でございますが、全く違った種類の学校であったわけでありまして、実は、おそらく加給が設けられた精神は、同一の学校に長く勤務していただいていた先生として生徒をできるだけ訓育していただく、本来の恩給の率のほかに、小学校におきましては百五十分の一、中等学校に対しましては三分の一という加給をさらに加えたというふうなわけだとして理解しておりますが、ただいま先生が言われましたように、小学校から師範学校付属小学校の訓導になり、さらに小学校の先生になったというふうな場合におきますその中間の師範学校の訓導は、訓導であるから全くやっておる仕事の内容は同じではないかという、こういう

もの計算の対象になっていない、こういうことでありまして、私も教職という経験を持っておりまして、その辺の実態というものはつづきに承知しておりますけれども、付属小学校の先生は、全く今日でいう市町村立の小学校と実態的には何ら変わりがない。しかし、この百五十分の一の加給というものが、付属小学校の先生なるがゆえに認められない。他の小学校におればこれが認められるということ、これはたいへん大きな矛盾だろうと思っております。いろいろ法律的なことは私も承知しておりますけれども、実態からして非常に大きな矛盾は是正されるべきだろうと思っておりますが、この点について見解を承りたいと思

もの計算の対象になっていない、こういうことでありまして、私も教職という経験を持っておりまして、その辺の実態というものはつづきに承知しておりますけれども、付属小学校の先生は、全く今日でいう市町村立の小学校と実態的には何ら変わりがない。しかし、この百五十分の一の加給というものが、付属小学校の先生なるがゆえに認められない。他の小学校におればこれが認められるということ、これはたいへん大きな矛盾だろうと思っております。いろいろ法律的なことは私も承知しておりますけれども、実態からして非常に大きな矛盾は是正されるべきだろうと思っておりますが、この点について見解を承りたいと思

います。国庫負担の緊要度に依り、また社会保険全般の均衡を考慮しながら、財政力とも勘案いたしまして国庫補助を行なっているわけでございまして、年金に対しまして国庫負担といたしましては、すでに御承知の通りでございます。厚生年金につきましては二〇%、国民年金に對しましては、原則といたしまして三分の一、共済年金に對しましては原則として一五%というふうな国庫負担を行なっているところでございます。

○片岡勝治君 特に、国民年金等についての国庫負担が額としては大きいわけでありませうけれども、厚生年金あるいは国家公務員、三公社職員の共済組合等の国庫負担等について相当の開きがあるわけですね。その理由は一体どういふふうな政府としては考えているのか、伺いたい。

○政府委員(辻敏一君) 国民年金に對しまして高率な負担を行なっておりますのは申すまでもございせんが、国民年金の性質上、事業主負担がないという点に着目をいたしているわけでございまして、そこで、被用者の年金のグループにつきましては、先ほどお答え申しましたように、厚生年金につきまして二〇%、共済グループにつきましては原則といたしまして一五%を国庫あるいは公経済の主体が負担をしているわけでございます。

なぜ二〇%と一五%、差があるかと申しますと、給付水準の差を考慮いたしたわけでございまして、厚生年金と共済年金とを比べてみますと、給付額算定の基礎の俸給のとり方が違ふ点がございまして、それから年金の支給を受けます年齢が違つております。共済年金の場合でございますと五十五歳でございますが、厚生年金の場合でございますと六十歳から支給を受ける。したがって、そこに五年間の差があるわけでございます。年金額そのものについても共済年金のほうが高うございまして、もう五期間も五年間長いということでございますので、それらを総合いたしました給付水準を考へてみますと、共済年金を一〇〇としたしますと、厚生年金の水準は、今回大幅な改正をお願いしたあとにおきまして、六割ないし七

割程度というふうな考えられるわけでございまして、したがって、国庫の負担率を同じにいたしますことはかえつて均衡を失する結果に相なりまゝです。二〇%と一五%というふうな差を設けている次第でございます。

○片岡勝治君 この問題については個々の制度の問題のときにさらに追及をしていきたいと思つておられますけれども、次に、年金のスライドの問題、これについては一昨日鶴岡委員からも相当こまかく質問をされましたので、ひとつ総合的に再確認の意味で、私からも一、二お伺いをしておきたいと思つておられます。

国家公務員の年金あるいは公共企業体の年金のスライドについて、今回の提案理由を読みましても、恩給がかくくスライドしたので公務員もあるいは公共企業体もこのように改正をするのだ—これは同じような文章が公務員の場合、そして公共企業体の場合にも提案理由の説明になっておるわけでありませう。どうも私としては、この間鶴岡委員の質問でもそう感じたわけでありませうけれども、なぜ、国家公務員の共済組合の長期給付自体として、あるいは公企体の年金の改善という立場からして、もっと、何と申しますか、主体的な立場で改善ということができないのか。これは恩給のほうの側面を引っぱるといふ結果になるんです、結果的に。というのは、恩給を改善すれば公務員にも公企体にも影響するんだからというふうな理由で、恩給改善というものがなかなか踏み切れない。これはいままでもそういう事例があつたわけでありませう。そういう波及効果が非常に大きいから、恩給のほうも要求が大きいけれども、なかなかその要求にこたえられない。恩給改善そのものの足を引っぱるといふふうな働きをしてきたことは否定できないと思つておられます。そういう意味で、私は、この点について再度政府のほうの見解を承つておきたいと思つておられます。

○政府委員(辻敏一君) 共済年金につきまして実質価値の維持をはかるということも重要な点であるわけでございまして、私どもも従来から、国

家公務員共済組合法第一条の二の調整規定の趣旨のつとりまして、恩給の改定にならつて毎年改定をいたしてきまして、恩給の改定に際しては、四十八年度におきましては、厚生年金など他の公的年金制度が大幅な給付改善を行なうというふうな事情も考慮いたしまして、恩給にならつた従来年度におきまして、四十六年度及び四十七年度におきまして二・三・四%の引き上げをお願いいたしましたわけでございませう。ただ、前回の御審議のときにも申し上げたわけでございませうが、いわゆる賃金の自動スライド制をとつたというふうには考えていないわけでございませう。賃金の自動スライド制につきましてはいろいろと御議論のあるところでございませう。また、社会保険の根幹でございます厚生年金につきまして、御承知のように、物価スライドということを導入しておることの均衡もございませう。それから共済年金の場合には財源負担の問題もあつたわけでございませう。そこで、自動スライド制の問題につきましては、引き続き、私どもの制度の審議会でございますが、国家公務員共済組合審議会あるいはまた公的年金制度調整連絡会議等におきまして、そういうところにもはかりまして、さらに慎重に検討してまいりたい、かような考え方をしているわけでございませう。

○片岡勝治君 物価スライドという、厚生年金ではそういう要素を考へておることとの均衡だつと、こつと申すわけでありませうけれども、つまり、いまの公務員賃金は、これは内容的に、あるいはそのきめ方についていろいろ意見がございませう、われわれとしては、まあそれはさておきまして、いまの公務員賃金のいわゆる決定の手續、内容からすれば、この物価という要素あるいは生活水準の要素、そういうものをむしろ大部分の要素として公務員賃金というものはきまつておるわけでしょう。そうすれば、公務員賃金にスライドすることについては、いわゆる厚生年金の物価スライドとの均衡、それとの関係というものは

の配慮、そういうものは当然公務員賃金の中に含まれておるわけですから、おかしいんじゃないですか、そういう理論は。つまり、公務員賃金の中には、賃金スライドという要素あるいは国民生活の水準というふうな要素、そういうものが大部分含まれておるんだから、それにスライドするということは、厚生年金の均衡との関係において何ら矛盾がないじゃないか、こういうふうな思ふんですが、どうですか。

○政府委員(辻敏一君) 厚生年金について物価スライドを今回導入いたしておりますが、その趣旨も、物価だけ見ればそれでよいということではもちろんないわけでございませう。厚生年金の再計算の時期におきましては、生活水準その他の諸事情を勘案いたしまして、また見直しを行なうわけでございませう。物価スライドと再計算時期の見直しと両方合わせまして年金の実質価値の維持保全をはかると、こつと申すように、厚生年金に對しては、共済年金につきましても、御承知のように、社会保険制度、公的年金制度の一環でございますから、その中核でございます。厚生年金制度が物価スライドである、こちらのほうは給付スライドであるというの、やはり均衡の問題からいって問題があるのではないかと、したがって、そういう問題を含めまして、さらに今後審議会、調整連絡会議等にはかつて検討してまいりたいという態度でいるわけでございませう。

○片岡勝治君 つまり、私が申し上げているのは、公務員賃金の決定というものは、物価とあるいは生活水準を十分考慮した上でそういうものを主体にして公務員賃金の水準というものがきめられておるんじゃないか、もつと申すならば、もちろん物価のいろいろな影響が一般民間賃金を形成しているわけでありまして、その民間賃金というものが公務員給付に大きな影響をもたらしていることは事実でありますけれども、いづれにしても、公務員給付というものは民間企業の賃金、広い意味でそれも物価というふうな要素を考へれば、

そういう要素を一切含めて公務員賃金というものが決定されているではないか、だから、それにスライドするということについては何ら矛盾を来たさないというふうには考えられるわけであり、かりに厚生年金が物価問題、物価スライドとすることを考えるにしても、いわゆるいま今日人事院がやっているような非常にたぐさんの資料に基づいて賃金のあり方を決定しているわけであり、そういうことからすれば、厚生年金を決定する過程の中のいろいろな資料、そういうものと、それから人事院が公務員給与を決定する場合のたぐさんの資料、そういうものが私は大きな開きがあるとは思えない。これは意見の違いというところに結果的になるかもしれないけれども、どうも公務員の、あるいは公共企業体の年金のスライドというものについてはいへん不明確である。そのことが即、公務員や公共企業体職員の老後の生活保障というものについてはいへん不安を与えておられることは否定できないと思えます。これについてはひとつ政府の決断をぜひ期待をしておきたいと思っております。

それから次に、今回の恩給の増額について、公務員給与とスライドというふうな一応形をとっているわけであり、二カ年分二・三・四％アップ、こういうことになっております。一応の前進であるということについては私も評価したいと思っております。ただし、昭和四十六年四月一日から四十七年三月三十一日までで退職した人は一〇・五％の増額になるわけです。ところが、四十六年度の人事院勧告は五月一日に実施したということであり、四月十六年四月に退職した人はこの人事院勧告の適用を受けずに退職をした。したがって、今回の年金の改定も一〇・五％ということになるわけですが、四十六年三月までに退職した人は、いま申し上げましたように二・三・四％アップということになるわけですが、ここに、四月に退職をした方々には、一つの谷間といえますか、断層

というものができるといえることは、これは数字的に当然出てくるわけなんでしょう。まあ額としてはそうばく大な額とは思いませんけれども、しかし、公平の原則といえますか、そういうものからすると、やはりたまたまこの期間に退職した人たちに比べてはなかなか理解がいかない問題だろうと思っております。これについてどう考えておりますか。

○政府委員(辻敏一君) 共済年金の額の引き上げの方法につきましては、昨年の場合も退職年度別に引き上げたという経緯がございますし、また改定の対象者の中にはいわゆる五現業職員も当然あるわけでございます。そういう職員につきましては四十六年度の四月から給与改善をいたして、すでに四月分から給与改善が織り込まれているという方々もあるわけでございますので、今回の措置といたしましては、年度区分に応じて増額するということにはいたした次第でございます。

○片岡勝治君 いや、ですから、政府側がそういう措置をとっておられるから、当然い言ったような矛盾が出てきている。矛盾といえますか、谷間が出てしまっている。それについて何か別途考えるべきではないか、私はそう言っているんです。そういう谷間ができるということは認めになりますか、この四月に退職をされた方々か。

○政府委員(辻敏一君) その点は御指摘のような事実があるかと思っております。実は昨年の改正の際に、それまでの改定方法についていろいろ御批判があったわけでございます。非常に複雑でわかりにくいという御批判がございました。それより前の改定の方法でございますと、若干技術的にわたって恐縮でございますが、三十五年三月末当時の給与法令にさかのぼりまして、それから三つと改善率を乗じていくというふうな複雑な計算をいたしておりました。その点につきまして、退職年度で切った年度別の改善率で計算をするという方法に置きかえた経緯もござい、今回としてはそういう方法をとったわけでございますが、ただいま御指摘の問題につきまして、関係各省とも調整をいたしまして、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

○片岡勝治君 ひとつ検討して、もし何らかの措置がとり得ればとっていただきたいと思っております。次に、今回のベース改定二・三・四％でありますけれども、これも技術的にはいへん複雑になって、なかなか実現困難とあるいはおっしゃるかもしれませんが、いわゆる一〇・五％は公務員の全職種のいわば平均的な引き上げ率を用いているわけであり、ところが、昭和四十六年度の人事院勧告は一一・七％、四十七年度の勧告は一〇・六八％でありますから、たとえば四十七年度的人事院勧告で、行政職給料表の(一)表、通称行(一)と書いてありますが、行(一)を見ても、一等級では八・三％、二等級では八・八％、その他職種あるいは等級によってそれぞれ人事院勧告のアップ率が異なっているわけであり、したがって、一律一〇・五％にいたしますと、これはまた、その職種によって若干の、何といえますか、開きといえますか、差が出てくるということも否定できない事実だろと思うわけであり、あるいは、ある職種のある部分においては現職者よりも退職者のほうのアップ率が高いという点、そういう部分もあるわけですね、一律制をとっております。これは是正についてはいへん技術的に困難であるということも私も認めますけれども、これは政府としてどう御見解をとっておりますか。

○政府委員(辻敏一君) 共済年金の金額の改定につきましては、従来から恩給の措置にならって実施をいたしておるわけでございます。恩給におきましては、一律アップといたしまして、このように関係上、共済年金につきましても、これに準じて一律アップといたしております。これは方式も簡単でございますし、年金受給者にわかり

やすい改定方式であるわけでございます。また、国家公務員共済組合制度におきましては、給付の算定の基礎になります俸給の最高限度を定めておるわけでございます。いわゆる頭打ちの規定がござい、したがって、一律アップによる問題は少ないのではないかと、いろいろも考えているわけでございます。こういう一律アップがよいのか、またその俸給表別、等級別にこまかくアップ率を分けるのがよいかというものは、これはいろいろ御議論があることだと思いますが、あまりこまかく分けてまいりますと、かえって退職者相互の均衡上いかがだろうかというふうな問題も生じてくると思っております。今後、恩給との関連等も考慮いたしまして、今後の課題として検討してまいりたいと思っております。

相対的に不利になっておる。したがって、その格差を是正するという趣旨でお願いをしておるわけでございます。

そこで、そういう趣旨からいたしまして、ごく最近に退職をした者にまで、直ちにこの措置、つまり四号俸アップを全面的に適用することは適当でないわけでございます。そこで、退職の年次区分によりまして、四号俸を限度といたしまして俸給を引き上げることにはいたしたいと考えているわけでございます。その細部につきましては、実態についても検討する必要がありますし、関係の各省とも十分調整を必要とさせていただきますので、そういう検討の時間を必要とするという点と、技術的な問題も多いわけでございますので、政令に譲ることにはさせていただきます。

○片岡勝治君 次に、同じ、広い意味で公務員関係、つまり公務員と公共企業体の共済組合の長期給付について、その内容にはまあいろいろ違いがあるわけでありまして、その点について、ひとつ具体的に伺いをしたいと思います。

これも鶴岡委員からすでに触れられてはおりますけれども、どうもわれわれとしてなかなか理解ができていくという問題でありますので、あらためて確認をしていきたいと思います。つまり、最低保障額の問題でございます。これについては、国家公務員の場合には最低保障額がある、しかし、公共企業体の職員には最低保障額がないということ、いろいろな経過、あるいはそのほかの理由があるかと思えますけれども、この点について、もう一度ひとつ説明をしていただきたい。

同じように、同じような性格として、頭打ちが公務員の場合にはあるわけですね。公共企業体の場合には頭打ちがない。どうしてそういうことになっているのか、その理由。
○政府委員(住田正二君) 公企業につきましても、ただいま御指摘がありましたように、最低保障の制度は設けられていないわけでございます。その理由といたしましては、これまで公企業につ

きましては、国家公務員の最低保障、これは十五万円でございますが、それを下回る年金者がほとんどいなかったというところがあるわけでございます。今回の引き上げによりまして、今回の三十万円の最低保障額を下回る人はかなりふえてきておりますが、これまではあまりいなかった。特に電電、専売では皆無という状態であったわけでございます。

そういうことが一つ、これも先ほど御指摘がございましたように、国共の場合と公企業の場合の年金につきましても、かなり差があるわけでございます。有利な面もございまして、また不利な面もあるというところもございまして、たとえば公企業の場合には最終俸給を基礎としてやっております。対しまして、国共の場合には三年の平均でやっております。あるいは最高制限が公企業の場合にはないという点も異なっております。これまでも公的年金制度調整連絡会議でいろいろと検討をいたしておいたわけでございますが、現在のところ、まだ結論が出ていないわけでございます。しかし、今回、厚生年金あるいは国共につきまして最低保障額が大幅に上がっておりますので、公企業の年金者について現状のまま放置していいというような認識はいたしていいわけでございます。今後前向きに検討したい、このように考えております。

○片岡勝治君 まあ制度が社会保障制度の一環として、もっと端的に言うならば老後の保障という点、やはり最低保障というものは必要であるかと思えます。なかんずく、廃疾年金のような場合には今日では最低保障がないわけですね。あるいは私傷病でなくなった遺族年金といふこと、そういう点についても最低保障がないということになります。これはやはり相当重大な問題になるかと思われまして、今日、日本は一億総危険地帯に住んでおると、こういうふうな言われておるわけでありまして、そういう意味では

最低保障額というのは当然取り入れられてしかるべきだと思われまして、それから最高額の頭打ちの問題でありますけれども、この辺も、いわゆる社会保障制度というものが全体として底上げをどんどんやっていると、全体のレベルアップをやっていくことを考えるならば、ある程度頭打ちがあつてしかるべきじゃないかというふうな考えをわけでありまして、公共企業体の場合には、全く、何と申しますか、そういう点については何らの制限がないということになれば、これは最低保障がなくとも最高は無制限ということになります。非常に大きな格差がある。公共企業体だけがそういう形の年金制度をどうして、なぜとらなければならぬかという点については、やはりこれは大きな問題だろうと思つて、まあ、いま検討することでありまして、ひとつこれは真剣に検討していただきたいと思つております。

それからも一つ、いま答弁の中でも触れられましたとおり、年金支給の基礎となる賃金、給与の算定でありますけれども、公務員の場合には過去三年間の平均賃金を基準にする、三公社の場合には退職したときの賃金をそのまま基準にするというところでありまして、これも非常に大きな差があるわけでありまして、一体同じ、広い意味の国の機関であり、そういう職員でありながら、どうしてこのように大きな差をつけなければならぬのか。最近のように毎年毎年ベースアップの額が比較的大きい、ことしあたり、春闘でも一四、五千円ということでありまして、おそろくことしの人事院勧告もそれに近い線が出るということとは想像できるわけですね。かりに一万円としても、過去三年間の平均をとられますから、退職したときの給料よりも相当下回つてくるということも出てくるわけですね。あるいはまた、定期昇給もその間にあるわけでありまして、どうして公務員と公共企業体の職員とこういう差をつけて年金制度というものをつくらなければならぬのか。この点はひとつ、大臣、どういふふうにお考えにな

りますか、お聞きしたいと思います。
○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘のようには、国家公務員共済組合と公共企業体共済組合の間にはいろいろと制度上の差異があるわけでございます。そこで、年金額算定の基礎となる俸給についての問題でございますが、確かに御指摘のように、国家公務員共済におきましては退職前三年間の平均、公企業共済におきましては最終俸給ということに相なつておるわけでございます。しかし、これを最終俸給にすることにございましては、やはりいろいろな観点からの検討が必要であると考えているわけでございます。

第一に、御承知のように、社会保険の中心でございます厚生年金保険におきましては、年金額算定の基礎を、全期間の平均標準報酬、会社に入りましてから老齢退職になりますまでの全体の平均で計算をするためでございます。それとの均衡の問題が一つございまして、それから社会保険でございますから、私保険とは違つてございまして、けれども、しかし、ある程度やはり拠出と給付との対応関係も必要であるかと思つてございまして、掛け金の払い込みのほうは、これは公務員になりましてから、やめますまでの全期間におつたつて払い込み拠出をしていくわけでございます。もうほうの給付については、はたして最終の俸給だけを基準にしてよろしいかどうかという点につきましては、保険の公平性の観点等からの検討も必要だろうと思つてございまして、それから、これも御承知のように、この基礎俸給の差異は実は退職手当のほうで調整をいたしているわけでございます。公企業共済のほうで退職時の俸給ということで国共より有利になつておるといふ点を勘案いたしまして、退職手当につきましては公社職員の場合には国家公務員並みの計算額に対する九七%ということにいたしておりまして、三%いば減額をいたして調整をとつておるといふ問題もあるわけでございます。そのほかいろいろな面の問題もございまして、私ども、私どもといたしまして、同じ共済制度の

中で年金額を算定する基礎が違ふということにつきましても、必ずしも好ましいとは考えておりません。したがって、この問題につきましても、ただいま申し上げました他の年金制度との均衡でございますとか、社会保険のたてまえでございますとか、退職手当制度の関連でございますとか、あるいはまた運用上の問題点、さらには財源の配慮等を勘案いたしまして、先ほど来御指摘の最低保障の問題、俸給の頭打ちの問題等々あわせて、公的年金制度調整連絡会議あるいはまた関係の審議会にもはかりまして、今後とも慎重に検討いたしたいと考えておるわけでございます。

○片岡勝治君 この問題については、いままでも私の指摘した問題については、ぜひ前前からの委員会でも、衆参両院を通じて取り上げられてきたようでありまして、私も過去の議事録を読ませていただいで、相当前からこの問題についてすでに論議をされておるわけでありますから、ぜひ政府はスローモードだということを私は感ずるんです。特に、最近この年金ということが非常に大きくクローズアップされてきましたし、まあ率直に言つて、政府のほうもやややる気が出てきたというふうには、厚生年金の取り組みの姿勢から見て、やる気が出てきたというふうには私も理解いたしますが、これはこの際ひとつ精力的に検討して、是正すべきものは是正する。退職金が三割多いから少ないからというふうなことは、なかなかわれわれとしては理解できない。退職金は退職金としてちゃんと整理したらいじやないか。そういうものと相殺をしてやるから、かえつて非常に複雑になつて、一体政府は何をやつてゐるか——単純に考えれば、われわれは過去三年間の平均賃金でやられてしまふ、公社のほうは退職したときの給与でやつてくれるというふうにならば、そういう不満が出てくるのは当然だろうと思ふ。そういうことで、政府の取り組みの姿勢というものはたいへんスローモードであるというところを私は指摘せざるを得ないので、ひとつ至急にこの問題について検討して、是正をすべきだろ

う、このように考えるわけですか。それから次に、公務員の場合の最高限度額の問題について若干触れておきたいと思ふわけでありませうけれども、今回、国家公務員の場合の最高限度額を、十八万五千円を二十二万円に引き上げたわけでありまして、この二十二万円の根拠といふか、そういうものについて御説明をいただきたいと思ふわけでありまして。

○政府委員(辻敬一君) ただいま、掛け金及び給付の算定の基礎となります俸給の最高限度額は十八万五千円ということになっておるわけでございませうが、この額は、当時の国家公務員の行政職俸給表(一)の最高号俸、一等級の十五号俸でございませうが、その俸給額が十八万四千二百円でございませう。それをもととしてきめたものでございませう。四十六年の十月から適用いたしておるわけでございませう。その後、御承知のように、毎年給与改定があるわけでございまして、現在、行政職俸給表(一)の一等級の最高号俸、十五号俸の俸給額は二十一万五千六百円ということになってございませう。また、厚生年金保険につきましても、今回標準報酬の最高限度額を十三万四千円から二十万円というふうに引き上げを予定しておりますので、そういう点にかんがみまして、今回最高限度額を二十二万円に引き上げることで御提案を申し上げておるわけでございませう。

○片岡勝治君 そういたしますと、行(一)の場合、平均俸給年額を見ますと、百十三万円になつておるわけでありませうが、現在の最高額、十八万五千円の十二倍で、年額二百二十二万円、今回の改正で二十二万円の十二倍ですと、二百六十四万円となるわけでありませう。私は、最高限度額を引き上げるということについては、もちろん、それだけ給与が改善をされてくる、したがって、いままでの頭打ちになつておる人たちが非常に人数もふえてくる、そして、年金の額がふえることについて別に悪いことではないと思ふわけでありませう。むしろ、こういう最高限度額の引き上げということによって改善をするということよりも、年金全体

をさらに充実強化をするというふうな姿勢であるならば、この年金の支給率を改善をしていく、まあいろいろな、基礎月給、基礎的な賃金掛ける何%というもので年金の額を決定するわけでありませうけれども、その賃金に対する割合、そういうものを一%なり二%引き上げるといふことによつて全体を改善をしていくという方向をとるべきじやないかと私は考えるわけですか。そのことによつて、給与の高い人たちも当然何がしかの改善、そういう利益を得るわけでありませうから、そういう方向に持つていくべきではないのか、この段階においては、これについて政府のほうの見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(辻敬一君) 最高限度額を今回十八万五千円から二十二万円に引き上げることを予定いたしておるわけでありませうが、ただいま御説明申し上げましたように、公務員給与の上昇でございませうと、あるいはまた厚生年金の標準報酬の引き上げでございませうとかの均衡を考慮した、いわば手直しの措置でございませう。別途いろいろとこの点につきましても御批判もございませうが、最低保障額につきましても現在の十五万円から倍額以上の三十万円以上の引き上げを予定をいたしているわけでありませう。

それから全体としての給付水準の問題につきましても、いろいろと御議論もございませうし、検討も必要とするわけでございませう。たまたま来年度が国家公務員共済組合の財政再計算の時期に当たつておる点でもございませうので、ただいま国家公務員共済組合審議会にもおはかりをいたしまして検討をいたしている段階でございませう。まあ、給付水準をどのようにするかということ、さらに先ほどの基礎俸給の問題等々、いろいろ問題があるわけでございませうので、全体として今後検討してまいりたいと思ひますので、ご意見を伺ひたいと思ひます。

○片岡勝治君 時間がなくなりましたので、ひとつ端的に、国鉄の共済組合の問題についてお伺ひしたいと思ふわけでありませう。先ほど私が申し上げましたように、いわゆる年

金制度は一つの社会保障制度の二環として、端的に言うならば老後の保障という性格が非常に強くなつてきた。そういうことで、国の責任、そういうものが非常に大きくなつてきたわけでありませうけれども、それは具体的に国がどれだけ資金を投入しているか、こういうことになるわけでありませう。そういう意味からすれば、公共企業体に關しても当然私は国が何がしかの負担をすべきだろつと思つておるわけでありませう。厚生年金においては二〇%、船員保険については国は二五%、国家公務員においては一五%というふうには、国の負担というものが当然あるわけでありませうけれども、三公社の場合にはそういうものがない。これについて、ちょっとおかしな感じがいたしませんか、こう言いたいところなんです、どうですか。

○政府委員(佐藤文生君) 国鉄における場合を申し上げますと、今度の再建計画の案の中の人員費の中に含んでおられて、その中で長期的な見通しで措置をいたしておられますが、国鉄自身がやはり公経済の主体として国に準ずる性格を持つておるといふことで、国鉄自身がその負担をしておると、こういう考え方を持つておるわけでありませう。

○片岡勝治君 財政再建計画とは全くこれは性格を異にする問題でしよう、年金というものは、ですから、そういう点について政府のほうの言ひは私は筋が通らないと思ふ。あくまでも国鉄の労働者に対する老後の生活保障、それに対して国は責任の一端を負担するといふ形をとるならば、国鉄再建計画とは全く別な話だろつ。そういうものを一緒に入れるところがどうも理解ができません。それから国鉄が公云々というお話がありましたけれども、国家公務員についても当然国が負担をしておるわけでありませうから、それから同じように国鉄の一つの問題点として、いわゆる恩給部分も——まあ公務員の場合には恩給該当事者については全く別の恩給法というものを適用してございませう。共済組合の年金とは別個になつておるわけでありませう。国鉄の場合には、そういう戦後処理

の代行というふうな部分も受け持っているわけですね。これらについては当然私は国の責任であらうと思うのですが、これについてはどうなんですか。これは国鉄の方に答弁をさせるのはちょっと気の毒だと思つたので、政府のほうの見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(住田正二君) たいだいま御指摘がございました戦後処理関係の経費につきまして現在国鉄が負担をいたしているわけでございます。この戦後処理の部分がどうい性格を持ち、どうい意味で国鉄が負担しているかについては、あるいは明瞭でない点もあるわけでございますが、かりに公経済の主体として国鉄が持っているということでございますと、先ほど政務次官から御答弁がございましたように、そういう公経済の主体としての地位において国鉄が負担をする、あるいは事業者として当然そういうものは負担をする必要があるのだということになりますと、これは本来国鉄が負担すべきものであつて国庫負担にはならないわけでございます。いづれにいたしましても、現在国鉄の負担になっているわけでございますが、公経済の主体として国鉄が持つことがいいか悪いか、これは当然国庫から負担すべきではないかという先ほどの御指摘について申し上げたいと思つて、現在国鉄の財政再建をやっておりますが、国鉄の財政再建のやり方といたしましては、個々の問題、たとえば通勤定期の割引をやつていくとか、あるいは地方閑散線について大きな赤字を国鉄が負担している、あるいは貨物につきましては政策等級の割引をやつて、あるいは身体障害者についての割引を国鉄が負担している、そういう個々の公共負担について国鉄が負担して、財政援助をするという考え方もあるわけでございますが、今回の財政再建におきましては、国鉄の財政全体を見まして、昭和五十七年度に再建ができるということで非常に手厚い援助をいたしているわけでございます。したがつて、現在公経済の主体として国鉄が負担している年金関係の経費につきましても、その一環として見ていく。そう

いうものを含めて昭和五十七年に国鉄の財政再建ができるということと総括的な財政援助をいたしているわけでございますので、このような前提に立つ限り、公経済の主体としての国鉄が負担している経費については、それを取り上げて財政援助をするという必要はないと思つて、そのように考へていられるわけでありませう。

○片岡勝治君 共済組合は、これは全く国鉄とは別個のものでございませう。国鉄の組合員、つまり共済組合の組合員の一つの団体でありまして、国鉄の経営の下にあるとか、その中にありと云う性格のものではない。これは国家公務員の共済組合だつて同じものです。全く別の人格を持つた団体でありますから、国鉄の再建計画云々と、いまのような答弁で国鉄の職員共済組合を考へるということとは、これは問題です。全く別の団体である。したがつて、国の責任というものは、国鉄の再建計画とは別に、国鉄の共済組合に対してその責任を果たすべきだ。国だつて国家公務員に対しての責任分として一五%払つておるのです。そのほかに、使用者負担、使用者である国として四二%払つておるといふことなんです。当然一五%は国が払う、使用者として国鉄の公社が四二%払う、こうあつてしかるべきだろつと思つて、国鉄側はたいへん財政再建で国の援助を求めているから、なかなか発言力が弱いと思つて、ありますけれども、事共済組合問題については、これは明確に分離をしなければ、国鉄の労働者の生活向上というものは期せられない。これは頭の切りかえをぜひ政府にしてもらいたいと思つて、

時間がまいりましたので、最後に、総務長官がお出かけですから、山本大蔵政務次官からひとつ政府を代表してお答え願ひたいのですけれども、ことしの春闘で、年金春闘といわれるように、たいへん年金の問題が大きく取り上げられた。しかし、いままで申しましたように、年金制度そのものがもう非常にいろいろな制度になつておりまし

て、そういうことももちろんあつてのことでありませうけれども、厚生年金、いま言った国家公務員の長期給付、公企体の長期給付を含めて、年金問題として国民あるいは労働者の要求が高まつて、運動が今後さらに大きくなる、どこか政府として一本の窓口をぜひつくりたいだいたいという要求があるわけなんです。大蔵省なら大蔵省、あるいは総務長官なら総務長官、事年金問題についてなら、そこに行けば政府全体の窓口としての役割りを果たしていただけるであらう。そういたしませんと、ああ、その問題はそこです、その問題はこつちだといふようなことでは、なかなか要求する側もたいへん迷惑であります。また、政府自体として、どこか一つの窓口をつくりおいて年金問題全体をもちろん調整する作業、そういう国民のそういう要求を受け入れていく、そういう機能が果たしていく、こういう点について強い希望があるわけなんです。これはいたしません、ここです、と言ふことはなかなかむずかしいと思つて、勢、そういう点について、何か政府の受け入れ態うわけなんです、最後に答弁をしていただいで終りたいと思つて、

○政府委員(山本敬三郎君) その前に、先ほどの問題であります、たとえば国鉄を考へました場合に、公共企業体は、従来は国が行なつていた事業を企業体という観点に着目して、能率的に経営することによつて公共の福祉を増進しようといふことで国が行なつていた事業をそのままやつていく、こういうために設置された法人でありますから、その事業は公権力を背景として行なわれる独占の事業であつて、その事業に関する限りにおいては公経済の主体の地位にある、こういうふうには考へられるわけでありまして、したがつて、その所属職員に対する関係においても公経済の主体としての責めを負つてしかるべきである、こういうことでありますから、国鉄は公経済の主体としての負担及び使用主としての負担、これをあわせて国鉄が負担している、こういう考え方で私たちは

一貫しているわけでありまして、御理解をいただきたいと思つてあります。それから年金等について、どこか一つでまとめやらないといけないではないかという御意見は、確かにそういう点はあるかと思つて、事実問題といたしまして、国民年金、厚生年金、各種のものがあつたので、非常にむずかしい問題だらうと思つて、現実には、他国の例がどうであるかということも、年金時代を迎えますから、当然考へなければなりません、また、連絡会議等ではいろいろ議論をしておりますが、御趣旨のほどは非常によくわかりませうけれども、今後検討させていただきます。

○委員長(高田浩運君) 三案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分再開することとし、休憩いたします。午後六時六分休憩。午後一時十五分開会。○委員長(高田浩運君) たいだいまから内閣委員会を再開いたします。この際、委員の異動について御報告いたします。本日、田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として西村尚治君が選任されました。

○委員長(高田浩運君) 休憩前に引き続き、三案を一括議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○宮崎正義君 私、なるべくならば先ほど、午前中まで続けられました質問と重複しないようにやるつもりであります、重要な点につきましては、重複を若干するようになると思つて、御了承を得たいと思つて、

まず、恩給法等の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合

法、この三法律案、これをずっと見ていきましても、所要の改善措置がある程度は講じられたという事は、一面喜んでよろしいのじゃないかと思ひますが、しかし、今日の経済事情の変動とか、あるいは社会事情の変動等に対応していくのは、とうてい全幅的に改正されたとは言いがたいと私は思ひます。

考えてみても、卸売り物価にいたしましては前年同月比の二三・五%も上昇しておりまして、消費者物価も同じく前年同期で一一・五%と急昇してとどまるどころを知りません。国民生活をますます混迷の渦中におとしられているというのが実情じゃないかと思ひます。それに加えて公害問題、PCBに汚染された魚介類のたん白質欠乏、あるいは米国の大豆輸出規制、輸入物資の高騰、商社買占め、商品投機等々国民は何一つとして安心できるものが私はないんじゃないかと思ひます。こんな不安な社会環境にあつて、特に高齢者に与える著しい悪化に、老いの身を私はささげられないでいるんじゃないか、このように思ふわけでありまして、こういう社会情勢、経済情勢の変動下におけるこの法案を勘案して、これからの抜本的な改正が続けられてなされなければならぬ。特にまた、本案についての審議の上から、最終的にはどのように改革していかなきやいけんないんじゃないかという点について、まづ総務長官の御所信のほどを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(坪川信三君) 官崎委員御指摘のとおり、最近のわが国の高度な経済成長、それにたいアップいたしました公務員の退職された方々に対するところの老後の経済安定というような高度な立場から、今後の恩給問題に対する基本的な取り組み方も、おのずから時代に即応した考えでこれに取り組みべきであるという御意見はまことに同感でもあり、当然な道だと私は考へておるのでございます。しかし、国家財政全般からかんがみまして、そうした問題も十分踏まえながら取り組まなければならないきびさも御理解はいた

だけるんではなからうかと思ふのでございます。しかし、国に奉ぜられたかつての公務員の方々の老後生活を国家が守る、保障するという事は、当然の義務でもあらうかと考へておるのであります。そうした観点から、私、皆さんの非常な御指導をいただきまして、今般の恩給是正に取り組んだ気持もここにあらうような次第でございますので、今後の方向といたしましては、やはりいま申しましたような立場に立つて、これらの方々のしあわせな老後生活に国家がやはり十分配慮いたしていくという基本的な方向と、また、取り組み方は御同感である旨を申し上げておきたい、それによつて御理解を賜りたいと、こう思つておりま

す。○官崎正義君 しあわせな老後の生活を十分にさせてあげたいという長官のお気持ち、これは国民ひとしくそのように、また、私どもを含めた考へ方、一つだと思ふのであります。そこで、具体的に少しずつ入つていきたいと思ひますが、普通恩給の最低保障額は今回改正されて一十三万四千四百円ですが、六十五歳以上一十三万四千四百円ですか、これ、月にいたしますと一万一千二百円、六十五歳未満の人が十一万四千四百円、月にいたしますと九千二百円、今回改正されていかなかつたという理由をひとつ御説明願ひたいということ、最小保障額の受給者は何人ぐらいいるかということをお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(平川幸藏君) 順序が逆でございますが、まず、最低保障受給者は約二千四百人でございます。今回最低保障額の改定を行ななかつたという理由でございますが、実は、恩給と最低保障制度の問題が基本的な問題としてあるわけでございます。御承知のように、恩給の計算方法でございます。在職年と俸給額、恩給では仮定俸給と申しますが、それをかけて恩給額を算出するということになっております。したがつて、上乗も限度がございませぬし、一番下位につきましては、その短い在職年で低い仮定俸給額で計算

された額でもつて算出するというのが恩給制度の根幹になっておつたわけでありまして、これは戦前から続いてきたわけでございますが、戦後の社会的な、経済的な諸条件を考へますと、やはりこういうことではまずいと、恩給制度は社会保障ではなくて、国家保障ではございませぬが、部分的には社会政策的な面も中に取り入れても差しつかえないんじゃないか。少なくともその本質を棄てない限りにおいては、これは取り入れていいんじゃないかということ、昭和四十年に厚生年金保険の定額部分が六万円になりましたときに、一年間の検討期間を置きまして、昭和四十一年に初めて恩給制度として採用したわけでございます。その後、二回改定しております。最近の改定は、昭和四十六年にいま先生が言われました改定がありまして、恩給といたしましては昭和四十七年に、一年おきまして、六十五歳以上につきましては十三万四千四百円、それ以下につきましては十一万四千四百円という最低保障額をきめたわけでございます。

○官崎正義君 一応の筋としてはわかるわけですが、けれども、実際問題としてはまず短期在職者というものがふえていくんじゃないかとも思ふわけですね。と申し上げるのは、あとで私質問をいたしますけれども、三年以上七年未満という一時恩給等の場合もあとで質問をいたしますけれども、いづれにしても、フランスの上で最低保障を考へるという事は一応はわかりませんが、この最低限度額でそれじゃその人が生活できるかという問題、これは残された問題になってきた

今、御承知のように、厚生年金の定額部分が相当上がつておるといふことをわれわれ承知しておるわけでありまして、実は恩給の内容を分析しまして、厚生年金あるいは他の共済年金等と比べまして、基本的に非常に異なつた点が数多くあるわけでありまして、その中で最大の点は、実は在職年の問題でございます。御承知のように、軍人恩給受給者、二百五十四万人おるわけでございますが、そのうち九六%はいわゆる短期在職者でございます。短期在職者というものは、実在職年に満たないで、加算でもつて恩給をもらつておる方を言うわけでございますが、こういう方々の実はフランス上どうしても本年度のままの形で最低保障を上げることができなかつたという事実はあります。具体的に申し上げますと、たとえば厚生年金保険の定額部分を申し上げますと、二十二万八千八百円、あるいは最低の比例報酬部分を加えますと、二十六万八千八百円というようになってお

したとしますと、軍人の場合、最低保障は軍人も適用になりますから、軍人で兵の場合に十二年間実際に勤務した人は、もしこの最低保障を採用いたしますと、二十六万八千八百円という最低保障が給付されますが、いわゆる短期在職者でありまして、十一年の人をとつてみますと、この方の恩給額が十一万六千円しかもらえない。したがつて、差額が約十五万円生ずるといふことになりまして、在職一年の差で年額におきまして十五万円の差が生ずるといふことは、恩給制度としてはとうてい受け入れられない。

そこで、われわれといたしましては、はたしていままでのような厚生年金部分、定額部分に同じく、見合つたものでいいのか、あるいは御承知のように、厚生年金は二十年の勤務年限がございませぬし、軍人恩給で二十二年になるというふうな事になつておるから、そういう比率も考へた長期在職者の最低保障というものを考へていけるべきかどうかということも検討しなければなりませんし、最大の問題は、いま申し上げましたように、長期在職者だけの最低保障をとりまして、短期在職者としては受入れられぬ。少なくとも短期在職者もそれなりにフランスのとれたような形でやらなければならぬということ、例年のように一年のひとつ検討期間をおいて前向きに検討してまいりたい、こういう理由で実は見合わさつていただいたわけでございます。

○官崎正義君 一応の筋としてはわかるわけですが、けれども、実際問題としてはまず短期在職者というものがふえていくんじゃないかとも思ふわけですね。と申し上げるのは、あとで私質問をいたしますけれども、三年以上七年未満という一時恩給等の場合もあとで質問をいたしますけれども、いづれにしても、フランスの上で最低保障を考へるという事は一応はわかりませんが、この最低限度額でそれじゃその人が生活できるかという問題、これは残された問題になってきた

と思ひます。

それから次に申し上げたいのは、大蔵省のほうの關係になるでありましょうが、国家公務員の共済組合の最低保障額、これは衆議院で修正されまして三十二万一千六百円、これを月で割つてみますと二万六千八百円、こういうふうになっております。その算出根拠はどうなのかということ、それはまた該当者は何人いるのかということをお説明願ひたい。

○政府委員(辻敏一君) 共済年金制度は厚生年金に對し、いわば特別な制度でございますので、共済年金の最低保障額は従来から厚生年金の最低額と合わせてございまして、今回衆議院のほうで御修正をいただきまして、退職年金の最低額、現行十五万円が三十二万一千六百円ということになったわけでございまして、この計算の根拠は厚生年金の定額分、これが千円の二百四十倍というところに相なります。それから報酬比例部分といつたしまして、標準報酬の最低額が厚生年金のほうは今度二万円になりますので、これの千分の十をかけたもので、その二百四十倍ということになるわけでございまして、それに配偶者加給といつたしまして二万八千八百円を加えまして、一人目の子の加算といつたしまして九千六百円の二分の一を足す、そういうことになつてございまして、三十二万一千六百円ということになるわけでございまして、

なお、最低保障の適用を受ける人員でございまして、退職年金につきましては約一万五千名、比率にいたしまして約一四%というふうに見込んでおります。

○宮崎正義君 これはあとでまたこの論議をいたしたいと思ひます。

答弁にありました、衆議院のほうで千円にきめて、そしてその算出方法も二百四十日かけて、その最低——厚生年金の最低報酬額二万円という、この点にも問題がございます。この二万円が今日の報酬としてはどの地位にあるものか、行(一)のどこにあるのか、あるいは行(二)のどこに、公務員の

報酬としてどの位置に位しているのか、この二万円の据え置き方というものが、据えておいたというこの算定基準、こういうものにも大きな疑義があるわけですね。いま行政職の俸給表の(一)の最低額、五等級でこれは三万二千二百円になっております。それから行(一)のほうは三万六千三百円。こういう基準を仕立てて私は計算してみましたけれども、これに計算を合わせてこの共済組合法の算出方法をやつてみましても、もう一カ月の費用がどれくらいになるかといつて、三万二千二百円の二十年勤務したとこのままですなかに計算しても、これは四十八万八千円になります。それから行(一)のほうの三万六千三百円、これを二十年間で計算していきますと三十三万六千円というふうになつて、計算をしてみましたが、要するに定額給付と、それから報酬比例部分と、これが基礎年金額といふふうな算定になつて、いまお説明がありましたように扶養加給、そういうふうなものをお勧めして今回は三十二万一千六百円ということになりました。それを先ほど申し上げましたように十二で割つていきますと二万六千八百円、この人たちが実は一万五千人もいると、先ほどは恩給のほうでは二千四百人からいると。じゃあこの二万六千八百円で、これだけで生活しているというふうになると、どういふことになるのかというところは、私が申し上げることもなく、これはたいへんなことだと。

そこで、その問題はそのままにして、今度は運輸省のほうの、三公社の共済組合には最低保障額制度がないように思ひます。国家公務員の共済制度と同様にこれは考えた場合、この該当者は何人いるか、この点ひとつ御回答願ひたい。

○政府委員(住田正三君) 三公社につきましても、最低保障額の制度はないわけでございますが、国共の最低保障額が適用されるといたしました場合の人数を申し上げますと、専売公社で七十人、それから国鉄で二千八百人、電電公社で三百五十人でございまして。

○宮崎正義君 全部合計して、総数幾らですか。

○政府委員(住田正三君) 総数は三千二百二十名でございます。

○宮崎正義君 そこで、大臣にお伺ひいたしますが、この最低保障という性格でございまして、この性格は生活を保障するための最低保障なのか、恩給をきめるための、年金等をきめるための、その基準にするための最低保障額なのか。ここに私は最低保障といふものに対する意義づけといひますか、性格といひますか、そういうものをはっきり伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(平川幸藏君) 実は恩給制度といつたしましては、先ほど率直に申し上げましたように、本来恩給制度と最低保障制度とはなじまない制度であるといふことを申し上げました。戦前におきましても最低保障制度といふものはなかつたわけでありまして、ごく最近、昭和四十一年に設けられたといふこととございまして、その關係で最低保障そのものについての考え方というものは、私のほうはむしろ厚生年金のそういう動向を横に見ながらやつておられるわけでございまして、むしろそのあたりがどういふ考え方に立つかといふことで左右されるわけでありますが、少なくともわれわれが社会通念的に考えまして、恩給としては、長期に在職者につきましては、厚生年金の定額部分程度にとれば一応——一応です、これはいろいろ御意見はございまして、国家が恩給として保障しておるといふことも言えるのではないかと、そういう考え方とつた制度でございまして、基本的には、まずこの制度ができております厚生年金あるいは他の共済年金等の考え方が先行する、このように考えます。

○宮崎正義君 厚生省のほうに方向を向けられたのですが、厚生省の加藤社会局長さんですか、いまの平川恩給局長の答弁ですね、どうお考えになりますか。

○政府委員(加藤威三君) 私のほうは一応年金関係ではございませぬので、老人全体の対策といふことでございまして、年金局から別に課長が

参つておりますので、そちらのほうから。

○宮崎正義君 どなたですか。

○説明員(大和田潔君) 私どもの厚生年金におきましては、老齢年金につきまして特に最低保障といふ考え方はございませぬが、一応標準報酬の最も低いところ、これが二万円でございますが、これをずつとたどつてきたものという場合がいろいろの年金額になるかといふのを計算をいたしてみますと、大体二万六千円程度になるというふうな計算が出るわけでございまして、したがって、私どもは、初め申しましたように、老齢年金につきましては最低保障という考え方はない。障害とか遺族につきましては最低保障の考え方がございまして、ございまして、老齢についてはないということだけとりあえずお答え申し上げます。

○宮崎正義君 大臣、この最低保障といふことは生活に結びつけて考えられるんじゃないでしょうか、どうなんですか。

○国務大臣(平川信三君) 最低保障という立場から考えますときに、当然やはり国民生活の最低生活を営む権利を有する基本的な人権から考えてみましても最低保障をいたすべきであるという方向、また、取り組み方は当然だと私は考えております。

○宮崎正義君 私はそれは大臣のおっしゃるとおりだと思ふ。そういう面からやはり考えていって、恩給制度、年金制度というものに真剣に取り組んでもちろんきかたと思ふのです。だからその形にあらわれたものが今日の社会情勢の変動の激しい中ではどういふ及びもつかないというのが現状なんです。したがって、一番最初に私が申し上げたように、もうこのまま、いまの時点だけでも長い間人生を苦勞し抜いて、言うならば私どもの日本を築き上げてくださったお年寄りの方々のみじめな生活をしていられること、この一点をとらえてみても、この最低保障といふものの考え方というものを明確にしていかなきゃいけないと思ふわけですね。私は、ある人の人生縮図を恩給の上から見出すことができたので、御参考に皆さんに申

上げてみたいと思います。

この人は、昭和十五年に郵政省のほうに入省された。年は十六歳で入ったわけですが、昭和二十一年の四月に現役として軍隊に、陸軍のほうに入隊をいたしました。これはすぐに終戦になりました。終戦になりまして、同時にソ連へ二十年の明けに捕虜として送還をされた、そして帰還をしたのが、昭和二十四年の十月に帰還をされています。これは無事に帰還できたからよろしいわけでありすが、この間家庭の人たちはたいへんな心配を毎日夜明けられておったと思うのであります。その二十四年十月に郵政省に復職をされているわけでありすが、そしてこの人は二十六年に郵政省をやめまして村役場に入られたわけでありすが、郵政省におるときにはやはり事務官でございすが、それから昭和四十一年九月三十日にこの村役場を退職をされた。そのときの年が四十二歳、しかもこの勤務中に、昭和二十九年に結婚をわすれまいして、三十年の退院までに右肺を切除しているわけでありすが、退職されたときに俸給が五万円でございます。で、その方は今日だけその共済組合のほうからもらっているかといえ、二十九万円でございます。こういうふうな、この人自身、ある人のこの人生を、少年期から青年期、壮年期を、言うならば一面は国家公務員として、一面は地方公務員としての人生を、ほとんど大事な人生を終えられているわけで、この間にはいろいろな問題がございましてでありましょう。事実は小説よりも奇なりということばがありますけれども、この方のこの一つの小説を書けばいいけれども、説もでき上がるんじゃないかと思われような、長い間の歴史を持った苦勞の人生を過ごしてきておられます。この人がいま二十九万円ももらっている、で、二十九万円ももらっているというのを、これを十二で割りますとどういう計算になるのかということなんです。これは計算をしないで、ただきやわかると思つて。

は郵政省にまた入つて、今度は地方公務員になってそこでやめた。その間に右肺を切除しなければならぬという人生をたどってきた。そういう苦勞をした人が、一年間二十九万円の恩給で暮らさなければならぬという、この事実の面から見ていまして、これが生きた法律なのか、生きていけるのかというのを考えたい。大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(坪川信三君) いまある何がしかの方面の、からき人生の風雪に耐えてこられた方の国家に奉ぜられた、國家が報いる点、そうした点を解明されながら老人対策といひますか、恩給、年金諸問題に対する基本的な考えはどうかと言はれること、御承知のとおり田中内閣といひましては、國の大きな國民的課題であるところの老人対策の重要性をそんたくいたしまして、過般、田中總理が老人対策本部長になられ、厚生大臣と私が副本部長となりまして、老人対策本部を總理府に設置いたしました。また、老人対策に対する深い見識と理解を持っておられる方々によつて、老人対策懇話会を設置いたしました。ただいままでには總會を二度開催いたしました。ただいままでに入つて、各般にわたるところの問題について討議、解明をいたし、審議を続けられておられる次第でございます。方向を私たちが深く期待いたしておられる次第でございますので、政府といたしましては、これらの点を十分そんたくいたしまして、真剣にわれらの民族の宝とも言うべき老人に對して、いよいよやすらぎのある老後生活を報いたし、こういうような方向で取り組んでおりますので、ひとつ御期待も賜わり、また、宮崎委員積極的にお手こぎな問題に對してもさらに積極的に取り組みたいと思つております。

このお話がございました。長官は副本部長です。この対策室の副本部長としておやりになるということでありすが、この実情の——私も官報の一面をきくようになってまいりました。幸いにいま長官のほうから老人対策室という話が出ましたので、幸いにこれを持ってきたことがよかつたわけですが、この中を見まして、いま長官がおっしゃるといふように、老人対策本部は、当面老人の生活の安定と保健医療の充実とか、老人のための住みよい環境づくり、老人に対する地域社会のあたたかい援助の推進、生きがいのある老後をつくること、老人問題に対する國民の理解を廣めること、老人の國際交流を進めること等々ございすが、これにすでに二度も會合を持たれ、今度は分科会に入るという、いま御答弁がございました。

策に万全を期したい。ことに寝たきり老人に對する問題等につきましては、私も就任と同時に浴風園等にも出向きまして、現地の声をこの耳で聞き、また、現地のこうした施設におられる方々のムードもはだ身で感じてまいりました。その第一でございますので、こうした面、客観的にも主観的にもひとつ總括いたしながら万全を期したいと、こう考へておられるような次第であります。

○宮崎正義君 非常に御決意を伺いまして、私も意を強くするわけですが、いまお話がございました、總理府に老人対策室というのを設けられた、

○國務大臣(坪川信三君) いま御指摘になりました資料は、不幸にしてまだ私拝見いたしておりましたが、しかし、先ほど申しましたごとく、老人問題に對する愛情豊かな対策を講じた。その悲願のもとにおいて対策本部を設置いたしました。学識経験豊かな、しかも理解のある、また見識を持っておられる各懇話会の委員の各位の結論を大きく期待をいたし、その結論に基づきまして、各省庁と十分連絡調整をはかりながらその對

○宮崎正義君 永瀬予防課長、消防庁の、この実態をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(永瀬予防) いま先生が御披露になりました寝たきり老人等の実態調査につきましては、東京消防庁が約三月の期間を費やしまして調査いたしましたものでございます。

この中の概要といたしましては、六十歳以上のお年寄りにつきまして調査をいたしておりましたが、その中で全く一人暮らしでいらっしゃる方、それから家族がときどきだけ訪ねられるがお一人でお暮らしになっている方、この方の合計が六十歳以上の方で千六百名、調査いたしました結果わかつたわけでございます。この方たちのお住まいになつていらっしゃる環境、あるいはからだの状態等がある程度内容としてあつておられますが、非常に歩行が困難な方あるいは不能な方、この方がかなり大きな数字を示しております、特に一人暮らしの方に對して家族がときどき訪ねられる方の中、非常に歩行が困難な方が一八%ぐらい全体の中で、非常にいらっしゃるわけでございます。それから環境といたしましても、中に火災が発生したならばかなり危険があるような環境にお住まいの方が約二〇%ぐらいいらっしゃる。いろいろございすが、そのほか老人の方のお住まいになつております周囲にお使いになっております火災使用器具と申しますか、火器類ではガスコンロとか石油ストーブとか、あるいは中には火ばちといふようなものをお使い、環境的にもあまりよくない環境にお住まいのような結果が出ております。それからさらに、事が起きましたときに、近隣の方等に知らせる設備がございますが、これは私ども

の消防の立場から申しますと、自動火災報知設備などと申しまして、火事が出ますとすぐにジーンと鳴るような設備、これらはほとんど設けられていない。四〇％くらいしかございませんし、また音響によって押しボタンで知らせる設備をお持ちのものも一割程度しか対象としてないというような状況でございます。

簡単にございますが……。

○宮崎正義君 日本一の都市の東京都でさえこのような実情でございます。時間の関係がございませぬので、私は省略をさせていただきますけれども、これは地方都市のほうへ行きますと、どれだけの人が火災なんか起きた場合にはどんなふうな状態になっていくのか、どういふ設備がなされてあるのか。東京都だけの話を聞いて、一番文化が発展しているところとさえ押しボタンをするような施設がその一割程度しかできてないというふうな、はた寒い現状報告をされてるわけでありませぬ。したがって、火事といえはお年寄りが不幸な目にあってるんじゃないかならうかというふうなことが、私あつての火事の半鐘が鳴ればそのように思う。もう一つは、幼児の死亡率もやはり多いというふうな面から考えていきましたも、特に最近は一入住まいのお年寄りがなくなつてきているということとを考へあわせてみて、長官が言われたように、ほんとうに老人の方々を守っていくんだということとを、実情の中をよく見詰めて処置をしていかなければならないと思ひます。

さらに、私も公明党が調べましたものがございませぬ。これは過日の新聞等で発表になっていたようにございませぬが、時間の関係がございませぬので、おもつた点だけを、調査した概要といひませぬか、それを御参考に申し上げたいと思ひます。この中にも年金、恩給生活者があつたか調べた人数の中にも大きな位置を占めていられること、その人たちがまことにみじめな生活をしていられること、先ほど私ある人のいふことを取り上げていきましたけれども、これを全部あげますと何時間あつてもこの委員会終りませぬ。一人一

人のことを全部言えばきょうじゅうにこの法案も上がりませぬし、そういうことは慎みたいと思ひます。これは三公社の場合もあります。それから共済組合のほうにもございませぬ。恩給法のほうももちろんです。実例一ぱいある。

そこで、問題に入りませぬと、この調査の目的は、「老人問題は単に現在の老人のみの問題ではない。働く世代のあつる重要な問題である。この調査は、東京に在住する老人の生活意識、生活状況等を調査することにより、政府の老人対策を検討するとともに福祉社会建設のための老人対策の資料とするものである。」という観点の上に立つておる。調査しました事項としては、第一は、職業、家族構成、生活状況、年齢、二つ目には子供の有無、配偶者の有無、三つ目は同居老人、寝たきり老人、四つ目は同居と別居の希望、五つ目は受診状況と医療費、六つ目は一月月の必要最低経費と収入、七つ目は老人ホーム、八つ目は娯楽、九つ目は生きがいと現在の心境ということで調べました。これは東京二十三区及び多摩地区に居住する六十歳以上の老人を対象にいたしました。そして、これらの老人の人口をもとにして都内の区部、市部、郡部からの確率比例により二百五十地点を無作為抽出をし、この集落に居住する六十歳以上の老人全員を対象に調査しました。抽出単位としては、集落は、一集落当たり六十歳以上の老人が六人前後となるような規模で集落を選定し、二百五十集落千五百十六人の老人を調査対象といたしました。この場合、老夫婦が同一家族にいたる場合には一人を対象にいたしました。その有効回収数は男性が三百九十九、女性が七百七、合計千六百六、七三％の回収率でございます。この回収数の方々からいろいろの問題を、私も先ほど言ひました中の一項目ずつを調査していったわけでありませぬ。

八％は職業を持っていない。しかし、残りの三三・二％が職業を持っていることは注目すべき点である。特に七十歳から七十九歳、これが、二一・六％もおる。八十歳以上の人が一・一％もいる。特に七十歳から七十九歳三・六％、八十歳以上が一・一％、七十歳から七十九歳三・六％、八十歳以上からさらに家族と同居がしたいんだというふうな希望者の方も出ておられます。これも省略します。そして、次に大事なこと、ほとんど来ない家庭奉仕員。独居、寝たきり老人が百八十七人のうち、よく来る五・四％、ときどき来る八％、ほとんど来ない、全然来ない、一回も来ないと答えた者が六八％。特に寝たきり老人は十六人中八人が全然来ない、一回も来ないと答えていることは大きなこれは問題である。

それから、その次に大事なことは病気になること、医者に代に困る。ときどき受けている者を含めて受診状況は六〇・二％。女性は六三・三％、男性は五四・九％、単身者のほうが六四・九％と、家族と同居している者五九・二％より多いというふうな、それだけ健康に気を使つていふことである。年齢から見ると、七十歳から七十九歳が六八・四％で一番多く、次いで八十歳以上が六一・七％。特別の医療費は五千円以下が八五・八％、四百九十一人で圧倒的に多い。そのうち千円未満が四一・五％、二百七十六人と多くなつておられます。一月月の収入と医療費の関係をみると、収入が三千円未満で三千円以上の医療費を必要としている者が二一・三％、三千円から五千円の収入で五千円以上の医療費を必要としている人が七・六％というところは、これは大きな問題だらう。医療費の支払い者は本人が二八・七％、百九十一人、家族でやつていられるのが二五・二％、百六十八人。これらを年齢別に見ると、六十歳から六十四歳が四四・二％、六十五歳から六十九歳が三九・九％が本人の負担となつておる。また、収入が少なければ家族の負担が多く、月収三千円未満で四八・六％を占めておる。老人が一番希望しているのは健康であり、この調査から六十歳以上の老人

の医療の無料化が重要な課題であるということ、これは火を見るより明らかでございます。

これをどういふふうにしていこうかと時間をもつたないので省略をしたいと思います。省略をすれば大事なこと、これを抜かすことになりませぬから、もう少し大事な点だけピックアップして申し上げておきたいと思ひます。一月月に六万円は、これが切実な声なんです。一月月の必要最低生活費は、家族構成、年齢によって大きな差が見られる。五万円以上必要と答えていられる者は六十歳から六十四歳が二八・五％と多く、八十五歳以上では三％にすぎない。一人暮らしの老人では三万円から五万円を必要とする者が三五・七％で一番多い。次いで二万円から三万円が二六・三％である。老夫婦のみの世帯では三万円から五万円、二七・八％、五万円から七万円が二七・八％、二万円以下は一・五％にすぎない。老夫婦のみの世帯に三万円以上の月収のある者は六五・八％である。しかし、老夫婦のみの生活の収入源は、自分で働いた収入四三・二％、家族の援助一九・九％が多く、年金、恩給はわずかに二八％にすぎない。しかも年金額が低い現実を考えると、三万円以上の収入源は、自分で働いた収入と家族の援助が大半を占めていられること、ここに問題があるわけでありませぬ。で、私はこの点をしっかりと見ていただかなければならないと思ひます。

そこで一番最初に申し上げましたように、この普通恩給の最低保障額が今回は改正されていませぬ。しかも従前どおりであつて月一万一千二百円、これが最低保障額、六十五歳以上で、六十五歳未満が十一万四千四百円、九千二百円、国家公務員共済組合の最低保障額、これは衆議院で修正されて三十二万一千六百円、先ほど御説明がありませぬ。最低保障がない。これはまたあとで三公社のほうにつきましても質問をいたしますけれども、これらの方々が大抵普通恩給の場合が二千四百人。それから国家公務員の共済組合の最低保障の該当する人、これが一万五千人もいる。専売公社あるいは

国鉄等で三千二百二十名。こういうふうな、現実
に年金、恩給をもらっている人たちがどうい
生をしているかということをもう少し深く身にし
みて私は事実を見詰めていかなければならない。
そうしなければ、ほんとうの生きた政治というも
のはこれではできないというふうな面から、当初申
し上げましたように、この最低保障とは何か、最
低保障とは何をさしているのかということが、こ
れらの事実を通していきながら、どういふ考え方
であるかということをお答弁を確意の意味で願
たいと思つておられます。それから政務次
官もおいでになっておられますし、それから運輸
省の方もおいでになりますし、それぞれの立場で
御答弁をはつきりと確約の意味で、このようにし
ていくんだということをお答をさせていただきます
ということをお返事をしたいと思います。

○国務大臣(坪川信三君) 老後の実態というもの
に対する科学的な基礎の上に立つての調査をさ
れ、その調査の貴重な資料をもとにされての御意
見を交えての御質問でございます。私も全く感
ともにはいたす次第でございますが、恩給をお預
りさせていただきます。恩給を預か
官の立場、また、老人対策副部長という立場か
らの結論を申し上げます。私は老人対策に
対する問題はやはり物心両面にわたらなければな
らぬと、こう考へるのであります。

物心の心のほうでございますが、何といつても
この年を召されてきた方々、ことにお一人ある
は寝たきり老人というふうな、こうした特殊の
不幸な老人の生活実態を思うときに、やはり精神
から考えなければならぬ問題は、世の中との隔絶
感、孤独感というものに非常に一つの大きな悩
みをお持ちになる。それが最近の老人の自殺率の非
常に暴進をいたしておる実態というものを考へて
みましたときに、この隔絶感、孤独感というもの
をどうわれわれが見てあげなければならぬか。そ
ういふようなことから考へますと、先ほども御指
摘になりましたようないむゆるベッドにおけると
ころのベルとか、また相なるべくならば私はやは

りこうした特殊な不幸の方々に對する老人電話
の問題というふうな、こうした問題、また施設の
面においてはやはりこの住宅あるいは生活環境
私が四年前建設大臣をいたしておりますときに都
營、公營住宅その他を視察いたしまして、住宅公
団の林総裁にも強く今後の住宅問題の設計として
考へてもらわなければならぬことは、腰を曲げら
れた年寄りの方々がエレベーターのボタンも押す
こともできない、そして、ぜんそくで悩まながら
ひいひいと階段を上がっておられる実態などを現
実に見るときに、やはりベルのつけ方も、低いと
ころですぐ押せるというふうな、きめこまかな配
慮をいたすべきであるという指示をいたしました
もでございますが、過般、浴風園に参りましての
状態を見ますと、そうしたこと、あるいは家族から
来る手紙、あるいは訪問客の少ないというふうな
状態を見ると、やはり私はそうした老人に對する
精神面というものも優先して措置を講じなければ
ならぬ。

まあ失礼な話ではございますけれども、イギリ
スのあの社会保障制度、ゆりかごから墓場とい
う老人対策を講ぜられた一つの原因はどこにあつ
たかといふと、私は、あのときのアトリーさ
ん、あるいはチャーチルさんは、党派を越えて
りつぱな政治家であつたなという感慨を深くい
たします。ハイパークで毎日さみしい生活
を送つておる一老人が、ベンチに腰かけながら、
きょうもだれも話しかけてくれなかつたというさ
みしさから、自分のアパートに戻りまして、日記
帳の最後のページに、きょうもだれも話してくれ
なかつたというのを人世の最後の日記帳に記しな
がら自殺していったのが翌日のロンドン・タイム
ズに報ぜられて、イギリスの宝である老人をかか
る姿で置くことこそわれわれは申しわけないとい
うことで、表の内閣と陰の内閣が協力されたあ
した社会保障制度を確立された。ああした姿は、
私は日本にとつても党派を越えてやるべき問題だ
と考へるのであります。

そういう精神的な面とともにやはり物的な問
題、いわゆる生活が安心していけるという保障を
与えることが恩給の場合、あるいは年金の場合、
あるいはその他の施設の場合を通じて安らぎとい
ことを十分に与えていかなければならぬ。そして
また私は、やはり大きな希望をまだ余生を送つて
おられる各位に与えるべきであるというふうな観
点から、老人問題懇談会の結論なども踏まえなが
ら、私は一つの大きい夢、アイデアといつしま
して、老人の船などもひとつ建造していくことが正
しい私はこれからの老人に對する大きな希望、生
きがいを与える問題ではないかと思ひまして、来
年度の子算の組み方にこうした配慮も私は積極的
にひとつ配意したいと、こういうふうな気持ち
ちでおりますので、宮崎委員御指摘のごとく、こ
れらの方々に對する、最低生活を営む権利を憲法
で保障されている以上、物心両面にわたるところ
の老後対策の万全を田中内閣はあげて打ち立て
たい、こういう気持ちであることを表明申し上げ
て、御理解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本敏三郎君) 共済年金の最低保障
額は、共済年金制度が厚生年金に對する特別な制
度であることを考へて、厚生年金の最低額と共済
年金の最低保障額とを一致させていく、こういう
たてまえをとっているわけでありまして、その最低
保障額をさらに上回つた額にすべきではないか
と、こういうことにつきます。いろいろな議論
が十分あり得るわけでありまして、現在の
システムをとつておられます限り、財源率への影響
あるいは他の公的年金とのバランスなどを考へて
やつていかなければならぬと思つておりま
す。しかし、いずれにいたしましても、共済年金
の最低額というものは、老後生活をそのまま全部
を満たすということではなしに、現状においては
老後生活のささえになれるような、そういう年金
という考へ方を持つておられます。しかし
し、ただいま総理府総務長官からお話のありまし
たように、時代の要請に應じて抜本的な考へ方が
出てまいりました場合には、それに應じて前向き
に善処していくべきもの、かように考へておる次

第であります。
○政府委員(住田正三君) 三公社の点につきま
して、これまで最低保障額制度がなかつたわけで
ございますが、その理由をいたしましては、これま
で三公社の退職年金は、他の公的年金の額と比
べて比較的高い額が支払われていたわけでござ
います。先ほど新法といひますか、今回の国共
に合わせますと三千二百二十名ほど適用者が
出ると申上げておられますが、従来
の十五万円の時でございますと専売公社、電電公
社では該当者がいないと。国鉄の場合に百四十
名といふことで、全体の〇・一〇程度の者が最低
保障額に満たない。そういう状況であつたわけで
ございまして、その理由をいたしましては、三公
社の場合には最終俸給額が、年金の基礎となりま
す俸給額が最終俸給額といふことで、国共の場合
よりも高くなつておるということも一つの理由だ
と思つておられますが、しかし、今回厚生年
金あるいは国共のほうで最低保障額が大幅に引き
上げられたために、先ほど申し上げましたような
相当の人数の人が最低保障額の適用を受けられ
ないといふことになりまして、この点は非常に問
題であると思つておられます。したがつて、今
後この問題につきますは前向きに処理いたした
いと、そのように考へておられます。

○宮崎正義君 三公社のほうが高給者を対象じ
やなくて、下級のお金をとつておる人を対象に算定
をしていかなきゃならぬ、それらを中心にしなけ
りやならぬ。あとでまた三公社については質問を
いたします。
長官がおっしゃられた建設大臣当時の、私も建
設委員にそのときおりました。住宅問題等その他
も大臣といふいろいろ話し合ひも、論議もいたしま
した。その当時のことはわかりません。いまお話を
ございました今後の考へ方として、非常に期待を
私にいたしておられます。ある方が、老年五則をつ
くつて教老されている人がこういうことを言つて
います。一つは、何事も八分目、ただし睡眠だけ
は十分に。二つ、歩け、老年になつて最も早く弱

るのは足腰だ。三つは、頭を使え、気をもむな、一怒一老ともいわれる。四つは、老年よ大志を抱け、いつも希望を持ち、目標を立てて打ち込んでいく、ここに緊張感と張りが生まれ、生きがいとなる。こういうことを言っています。非常にお年寄りの方を尊敬しておられる方のことをばかりてい言ったわけですが、

そこで、厚生省のほうの方にお伺いしますが、先ほど消防庁のほうからも、この寝たきり老人の方々が不幸にも焼けて死んで、焼死体となつていく。または、先ほど私どもが調べました、そのホームヘルパーの件なんかは、日本全体でどうなつていのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(加藤威二君) 老人の方々が火事等の場合に非常に災害にあわれるということは、まあ老人あるいは子供が特に被害が多い。私も記憶しておられます。年間の焼死者のうち約四割近くが老人であるという数字もあるようでございます。そういうことで、私も都道府県に対しては、そういう災害の場合の老人の安全確保ということで、この一月にも通達を出しております。民生委員とかいうのが全国におります。そういう方々の協力を得て、できるだけ老人のそういう火災等における災害を少なくするように努力をしているところでございます。

それからホームヘルパーの問題でございますが、これは先生の御指摘もありましたが、あるいは公明党の御調査でもありましたように、非常にまだまだ数が少ないというのが実態でございます。四十八年度、全国で七千六百名でございます。これは四十七年度が六千四百六十名でございます。これは四十七年度の増員というところになっております。で、まあ給与等につきましても、相当大幅に引き上げられておまして、四万五千円というところで、これは四十六年度が二万三千九百円でございまして、二年間に二倍近くの金額にしたわけでございます。そういうことで待遇も改善し、数もふやしていくということで、この老人の

ホームヘルパー、これを私どもはやはり在宅老人対策の第一の柱というふうに考えて、今後ますます拡充してまいりたいと思っております。ただ、まあ外国の例、その他に比べても、まだまだ数が少ない。したがって、東京都の公明党の御調査でも、非常にホームヘルパーがたがねていない件数が少ないようでございます。そういうのが実態でございます。さらにその拡充につとめてまいりたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 先ほど申し上げましたように、たがねていないという人が半分以上いるわけですが、これはもう大問題です。まだ一回も来ていない。詳細説明がありませんが、外国との比率というのどの程度になっておりますか。たとえばスウェーデンとか、イギリス、ノルウェー等とわが国との比較対照、どういふような案分になっておりますか。

○政府委員(加藤威二君) これは数字で申し上げますけれども、数の上では非常に少ないわけでございます。まあこれは家族制度の違いその他で必ずしも西欧諸国と同じ数まで持っていく必要はないと思っております。一応数を申し上げますと、これは人口十万人単位の比率でございますが、イギリスでは人口十万人対百三十八人、ホームヘルパー百三十八人でございます。それからスウェーデンが非常に多くて十万人対八百二十五人、それから西ドイツが十万人対十九人、フランスが十四人、日本が九人、オーストラリアが五人、アメリカが十五人、まあおまな国でございますが、こういうこととございまして、非常に諸外国に比べて数が少ないというところがございますが、そのまま比較はできませんけれども、しかし、相当これは数をふやしていかなきゃならないというふうに考えております。

○宮崎正義君 これは確かに家族制度等、日本と外国の環境というものが違うというところはわかりますけれども、全く少ないし、どれだけそれじゃ来年度、また五年後ほどのような形態でお考えになっていられるのか。

○政府委員(加藤威二君) 一応私どももいたしましては、この数を現在の七千六十人、これを一万二千八百人ぐらいにとりあえずふやそう。これは大体あと二年計画ぐらいでふやしてまいりたいというふうに考えております。しかし、それがすべてというのではなくて、とりあえず緊急に必要な数字といたしまして、約一万二千五百という数字を目標に拡充をはかってまいりたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 これは二年後でどれぐらいの率になるのですか、寝たきり老人に対する率、パーセント。
○政府委員(加藤威二君) 人口十万人単位にいたしますと十二名ということになります。
○宮崎正義君 現在、日本の寝たきり老人に対する比較は。
○政府委員(加藤威二君) 現在の寝たきり老人というのは三十五万人でございますが、しかし、この三十五万人全体に対して——もちろんこれはその三十五万人全体に家庭奉仕員が行く必要はないわけでございます。それに対して、特に介護者のない者、それから……

○政府委員(加藤威二君) これは三十五万人のうち、介護者のない者でありますと二十一万人でございます。二十一万三千六百。それから特別養護老人ホームにもうすでに入っているという人をこれに差し引くと——これは一応五十年目標ということでやっておりますので、五十年には特別養護老人ホームに五万二千三百人が入る。その二十一万からそれを引きまして、そうすると約十六万一千三百ぐらいになります。それに所得税非課税というところで、低所得者の方ということで、それが大体九万六千七百、約九万七千人でございます。その九万七千人をとりあえず目標にいたしました。それに大体ホームヘルパーが一人であら七・五世帯という一基準がございまして、それで割りますと、大体一万二千六百ぐらい、それをとりあえず目標にやろう、こういうこととございます。

○宮崎正義君 これはもうすみやかに進めていかなければなりませんし、また金額の面も、倍にして四万五千円だからということでは済まないと思っております。これはたいへんなことです。私もある方と一緒に、お供してその現場に、お年寄りのところへ行ってみました。これはたいへんなことです。赤ちゃんなら下のことも簡単にできるわけですが、けれども、もう一人で動かすことも容易でない。それを苦勞してその始末をしなければならぬ。この率どおりの一人が七・五単位でやってくつたって、これは一カ月でそれじゃ何名ぐらい行けるか、一人の人が一カ月のうち幾日実働できるかというふうなことから考えていきながら、このめんどろを見ていく作業といえますか、やっていると、ごらんになったらわかると思うのです。そうしますと、切実にああこれじゃだめだということがお感じになると思うのです。やはり総務長官も現場にどんどん行かれて実態をよく——建設大臣当時にもうすぐ行かれました。それらの実態を見て適切な措置をされたことも私は記憶しております。そのようにやはり一番政府の中心になって動かしていく人、その人たちが現実の実態というものを見られておれば、これじゃだめだということがおわかりになると私は思うのです。こういう点について厚生大臣に私はじっくり話し合いをしてもらいたいと思っております。また、長官にお伺いしたいことは、閣議がございまして、その席上で政務次官等含めてこの問題を、きょうの委員会、このこと等を参考にしていただいて処置をしていただきたい。厚生大臣おいでになりませんので、この点よろしくお願いしたいと思っております。それは私の要望でございます。

そういうことで、またこの厚生年金にしましては二万円が四十八年の十一月から五万円になる。国民年金が十年加入で、五千円が四十九年の一月から一万二千五百円ですか、老齢福祉年金が三千三百円が十月から五万円になる。そのことは私はいい悪いというのじゃありませんけれども、この

実情から見えていきまして、これではどうもならないというところをお考えいただいて、物心両面だという長官の御答弁がありましたようなことを実際の面であらわしていただきたい。ともかくも年金、恩給を受けている人が私どもの調査でさき約三〇%もおおるわけなんです。その人たちが、先ほど政務次官の答弁がありましたけれども、厚生省のほうでやった厚生省の行き方によってうちのほうも動いてくるんだ、共済組合もそういうふうなお考えですけれども、そうじゃなくて、大蔵省がもう少しこういふ福祉問題に重点を置くというならば、思い切って大蔵省は予算化していかなければならぬ。もう多過ぎるくらい予算化していくのがほんとうに人間を中心にした、われわれ同胞を中心にした考え方になるんだらうと思うのです。大蔵省は、大蔵大臣がいらないのがまことに私残念だと思つてます。大蔵大臣が私のこの一つの話を受けておいていただければ、また、総務長官の真実の声を聞いていただければ、大蔵大臣はこれではだめだというふうにお考えになると私は思うのですが、まあひとつ大蔵大臣のかわりの御答弁をお願いしたいと思つてます。

○政府委員(山本敏三郎君) たいまい宮崎委員の調査の結果を聞きまして、非常に深刻に考へておられるわけですが、実は私は大蔵省の主計局の社会福祉関係に担当する人たちに、東京都だけでありますけれども、民間の社会福祉施設を近く現場で見たいだこうと、これは厚生省と一緒に私も参りますけれども、その考え方は、先ごろ社会福祉施設に働く人たちのシンポジウムをやりましたときに、大蔵省に陳情に行つても非常に冷たい感じを受けるという切実な声がありましたので、従来のお役所のやり方から見ると異例かも知れませんが、やっぱ大蔵省の主計が最高裁のようであつてはいけぬ、はだに触れて学ばべきである。まあ、見てくると負けだと言ふ人もありますけれども、負けてけつこうじゃないかというつもりで、近く私が先頭に立つてあちらこちらに見て歩くつもりであります。また、先生の資

料もひとつあとでお願いいたしますので、公明党の資料もいただかしていただきたいと思つております。

○宮崎正義君 まことにその決意をしていただきまして、負けるが勝ちということもございまして、負けることが即勝つことだと、実態を見ていけば予算がこれだけなければならぬのだということをお身をもつてお感じになられると思うのです。お行きになりましたところ等は特別の養護老人ホーム、あるいは特別でない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、施設の種別等はどのように分かれておられるようであります。そのうちのどれをこちらに要するところ、これが特別養護老人ホームというようになつておられますし、いずれにしましても、これは厚生省のほうの関係でございますので、この施設をごらんになつていけば、予算を出さなければならぬのだというふうなことはもう切実にわかりだと思つて、そのことを私は信じて、あたたかく実行に移されることを切に要望をいたしたいと思つてます。

それから次に、三公社の一人当たりの年金額はどうかおられるのか、できれば職種別、行政職あるいは税務職ですか、公安職、教育職等に分けてこれを答えていただきたい。

○政府委員(住田正二君) 職種別にどうなつておられるかというのはいまありませんが、専売、国鉄、電電、各公共企業体につきまして退職年金の一人当たりの平均額はわかっております。専売で申し上げますと、昭和四十七年の新法適用者の平均が五十七万三千七百九十八円でございます。それから旧法、旧令の適用者が二十二万六千六百九十三円。それから国鉄の同じく四十七年の新法適用者の平均が五十四万九千八百九十九円でございます。それから旧令、旧法の適用者が二十万五千三百七十九円。それから電電公社が、新法適用者が六十八万六千四百三十円、それから旧令、旧法適用者が二十二万一千三百三十円でございます。

○宮崎正義君 これはあとで資料として私出していただきたいのです。それからまた、いまのようにな最低ベースのこと等を論議しようと思つたのですが、できませんので、あとでけつこうです。時問があまりありませんので、それから続きましてずつとやつていこうと思つたのです。できないので、この次に機会があつたらやります。

それでは恩給法のことについて、ちょっと基本的なことを伺つておきたいのですが、時間がありますのでそのまますつと進んでいきます。恩給法の附則の九十三条、九十四条、九十五条、この該当者は何人ぐらいいますか、受給額はどのくらいになつておられるのか。それから百二条、「明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛又ハ其ノ遊族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依リ俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ権利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ増額給与ス」前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小学校、実業補習学校、幼稚園及盲聾学校其ノ他ノ小学校ニ類スル各種学校ノ教育職員若ハ巡査又ハ其ノ遊族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ権利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス」というふうなございまして、この法律も実効恩給規程、このかたかなの恩給法がわからなくて困る困るといふことで、実効恩給規程の中にも出ております。百二条もありません。これのひとつ御説明を願いたい。

それから先ほど申し上げました、何人いて、どれぐらいの受給をしておられるかということをお願ひしたいと思います。

○政府委員(平川幸義君) たいまい先生が御引用になりました恩給法附則九十三条以下の条文は、御承知のように、この恩給法は大正十二年にできたわけでありまして、その以前に制度はすでに明治七年にできております。それ以後文官恩給法、

あるいは軍人恩給法というように、単行法でそれぞれの恩給ができておつたわけでありまして、大正十二年に現在の恩給法に集大成したわけでありまして、そのときに附則といたしまして、権利保護の意味におきまして、従来からこういう職についておつた者につきましては、権利を保護する、既得権を保護するという規定でございます。

で、われわれのほうで、現在二百七十三万人の受給者がおりますが、そのカードを見ますと、最終の職名しか書いてない。たとえば巡査であれば巡査としか書いてございせんから、実は九十三条に該当する者は何人か、あるいは九十四条に該当するのは何人かということはおわかりせん、率直に申しまして、ところが、私どものほうの統計をいたしまして、現在軍人恩給が九十五歳以上の受給者が百八十八人おられます。で、この当時、たとえば百二条で先生が引用されましたように、この条文は、実は明治四十三年の八月にベースアップがあつた規定なんです。ベースアップをこの人たちにも、前に退職した人たちにも及ぼすという規定でございますが、要するに、その当時四十歳ぐらいで退職いたしました、大体これぐらいの年齢になるんじゃないかということ、実はこの九十三条、九十四条あるいは百二条に該当する人はある程度ある程度と申しますか、何人になるかわかりませんが、先ほど九十五歳以上の百八十八人と申しましたが、そのうち百歳以上が三十五人おられます。そういうことを考えますと、やはりこの規定そのものは、いまだに生きておられることでございます。

確かに恩給法は非常に積み上げの法律でございますから、むずかしいといふますか、わかりにくいと申しますか、先生のおっしゃるとおりでございます。まして、われわれといたしまして、できるだけ努力はしておるわけでございますが、問題は、やはり一般の人でこういう法律をすぐわかる人はほとんどいないので、できるだけわれわれとしてはPRしたいという、そういうことで、いま先生が言われましたように実効恩給規程というものを

あるいは軍人恩給法というように、単行法でそれぞれの恩給ができておつたわけでありまして、大正十二年に現在の恩給法に集大成したわけでありまして、そのときに附則といたしまして、権利保護の意味におきまして、従来からこういう職についておつた者につきましては、権利を保護する、既得権を保護するという規定でございます。

で、われわれのほうで、現在二百七十三万人の受給者がおりますが、そのカードを見ますと、最終の職名しか書いてない。たとえば巡査であれば巡査としか書いてございせんから、実は九十三条に該当する者は何人か、あるいは九十四条に該当するのは何人かということはおわかりせん、率直に申しまして、ところが、私どものほうの統計をいたしまして、現在軍人恩給が九十五歳以上の受給者が百八十八人おられます。で、この当時、たとえば百二条で先生が引用されましたように、この条文は、実は明治四十三年の八月にベースアップがあつた規定なんです。ベースアップをこの人たちにも、前に退職した人たちにも及ぼすという規定でございますが、要するに、その当時四十歳ぐらいで退職いたしました、大体これぐらいの年齢になるんじゃないかということ、実はこの九十三条、九十四条あるいは百二条に該当する人はある程度ある程度と申しますか、何人になるかわかりませんが、先ほど九十五歳以上の百八十八人と申しましたが、そのうち百歳以上が三十五人おられます。そういうことを考えますと、やはりこの規定そのものは、いまだに生きておられることでございます。

確かに恩給法は非常に積み上げの法律でございますから、むずかしいといふますか、わかりにくいと申しますか、先生のおっしゃるとおりでございます。まして、われわれといたしまして、できるだけ努力はしておるわけでございますが、問題は、やはり一般の人でこういう法律をすぐわかる人はほとんどいないので、できるだけわれわれとしてはPRしたいという、そういうことで、いま先生が言われましたように実効恩給規程というものを

あるいは軍人恩給法というように、単行法でそれぞれの恩給ができておつたわけでありまして、大正十二年に現在の恩給法に集大成したわけでありまして、そのときに附則といたしまして、権利保護の意味におきまして、従来からこういう職についておつた者につきましては、権利を保護する、既得権を保護するという規定でございます。

で、われわれのほうで、現在二百七十三万人の受給者がおりますが、そのカードを見ますと、最終の職名しか書いてない。たとえば巡査であれば巡査としか書いてございせんから、実は九十三条に該当する者は何人か、あるいは九十四条に該当するのは何人かということはおわかりせん、率直に申しまして、ところが、私どものほうの統計をいたしまして、現在軍人恩給が九十五歳以上の受給者が百八十八人おられます。で、この当時、たとえば百二条で先生が引用されましたように、この条文は、実は明治四十三年の八月にベースアップがあつた規定なんです。ベースアップをこの人たちにも、前に退職した人たちにも及ぼすという規定でございますが、要するに、その当時四十歳ぐらいで退職いたしました、大体これぐらいの年齢になるんじゃないかということ、実はこの九十三条、九十四条あるいは百二条に該当する人はある程度ある程度と申しますか、何人になるかわかりませんが、先ほど九十五歳以上の百八十八人と申しましたが、そのうち百歳以上が三十五人おられます。そういうことを考えますと、やはりこの規定そのものは、いまだに生きておられることでございます。

確かに恩給法は非常に積み上げの法律でございますから、むずかしいといふますか、わかりにくいと申しますか、先生のおっしゃるとおりでございます。まして、われわれといたしまして、できるだけ努力はしておるわけでございますが、問題は、やはり一般の人でこういう法律をすぐわかる人はほとんどいないので、できるだけわれわれとしてはPRしたいという、そういうことで、いま先生が言われましたように実効恩給規程というものを

つくったわけでありませぬ。実はこれは法律的に申し上げますと、こういう法律をつくることは法的には不可能でございます。というのは、過去にあったこういった措置を、そのまま現在の法規の中に並べていくということは法制技術上不可能でございますが、そういうことも承知の上で、実はこれはもちろん法律でございませぬから、一般の便覧として、これを見れば過去のこともわかり得るような、そういう意味で実効恩給規程というものをつくりまして、できるだけ皆さんの御理解の便利に供したいというつもりでつくったわけでありまして、その点は十分われわれの意図を御了承願いたいと思ひます。

○宮崎正義君 答弁漏れだ、受給額、その人たちが受けているお金、どれくらいもらっていますか。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほど申し上げましたように、人員がわかりませぬから、受給額そのものはわかりませぬ。しかし、軍人恩給の平均額は幾らかという事は申し上げられます。

○宮崎正義君 その軍人恩給の平均額じゃなくて、この方々が、先ほど私一人の方の例をとって聞きましたね、二十六年間働いて二十九万円。こういう九十五歳以上の人が百八十八人、それから百歳以上の人が三十五人、これらの方々がどの程度のものをお願いしているのか、これを知りたいわけなんです、率直に。

○政府委員(平川幸藏君) ただいま申しました百数十人の方の平均額がわからないのでございませぬが、七十歳以上の一応この方々は文官でございますから、文官の平均額を申し上げますと四十万八千円くらいでございます。

○宮崎正義君 このかたかなと、それから実効恩給規程、それはわかりやすくお出しになったこと、これはもう並べていくのは法的には不可能だということを御承知でこれをおやりになっておるんですか。いまあげました確かにこれは固有名詞であり、また事実それだけのこれに適用される人が、年齢から割り出しているんじゃないかとい

う推定なんです、これはその人にとってみれば、これは推定で話しておりますけれども、たとえば私が九十五歳になり百歳になって、自分の過去のことも歴史的につづられていったときに、どういうふうな気持ちでいまの答弁を聞いていたかと思つてですね。こういうふうな点から考えていきましたも、一応は整理していかねければいけないんじゃないですか。毎年のように繰り返し繰り返し変わって、状態も少しもよく改善されてきております。そのたびにこの人の方のことは問われてなかつたわけです。いきなり七十歳以上というだけで片づけられてきておるといふこと、これなんかはもう少し血の通つたといふ事か、処遇というものをもう少し真剣に分析して、功勞をたえざるべきではないでしょうか。それがやはり人間としての本来の道じゃなからうかと私は思つておる。と同時に、この法そのものの明治から大正から昭和に至るまでのいきさつはよく私も知っております。しかし、整理されるものは整理されてきているようなもの本則の、本心というものが、これは見詰められていかなければならぬんじゃないかならうかと思つておる。この点どうですか。

○政府委員(平川幸藏君) ただいま先生が言われましたように、この恩給法の規定の中で全く適用者がなくなつたものがあり得るではないかと。そういうものにつきましては当然、先生御指摘のとおり、これは削除していいと思つておるわけでありませぬが、先ほど申し上げましたように表示のしかたがそういう表示になっておりますので、九十三条の該当であるか、あるいは他の何条かの該当であるかといふことはそれはわかりませぬ。したがうして、年齢をある程度年齢区分別に抽出いたしまして、年齢をある程度年齢区分別に抽出いたしまして細分していきませぬと、この条文には該当者がいないといふことはおそく可能かと思ひます。かなりのこれは努力が必要と思ひますが、要するに、基本的な精神といたしましては、不要になりまして条文はできるだけ落とすといふことにつきましては、もちろんわれわれは賛成で

ございませぬが、ただ恩給法は、もし一人でもこれの該当者がおりますと、その以後の、たとえベースアップなり、在職年通算といふものが出てきますと、根つこの条文を落としますと、その人の権利がなくなるということになりませぬので、われわれとしてはなかなか危惧の念を持つてやらなければならぬので、非常な慎重な注意を持つてやらなければならぬと思ひます。というものは、現在持つておる人の恩給権というものを奪うという結果になりますので、これは非常に安易な方法ではございませぬが、一応おるものと、おられるものと仮定して、推定と申しますか、それで置いておるわけでございますが、ただ、先生言われましたように必要な、全く必要な条文につきましてこれを置いておく必要は毛頭ございませぬ。基本的な考え方については全く賛成でございますので、そういう努力は今後とも続けてまいりたいと、このように考えております。

○宮崎正義君 一人でもおいでになる場合、これを落とされちゃたいへんです。私はそういうことを言っているんじゃない。人間の立場の上、また百歳以上もこの人生を歩まれてきた人たちが、その人たちに何で私たちがその人たちの恩に報いるか。これを言っているわけなんですから、ですからこれを削除しようとは言っていない。実態をどう把握しているのか、それに対してその恩給が適切であるかどうかといふことが問題点で私は取り上げて言っているわけなんです。

それで、さらに今度は、その次には、いま答弁にありましたように要らないものは消していく、これはあたりまえのことなんです。これは総理府の本府の臨時特例によつて軍人恩給といふものが復活した際に、軍人恩給の面を取り上げてみても、この特例という形そのまま現存しているわけなんです。そうすると、軍人恩給といふものについてでも恩給法の本則のほうに――これは附則の、百五十五号ですか、何かさうですね。この本則のほうに当然、いつまでもいつまでも附則のような形ではあるんじゃないかと、本則そのもの

も時代に即応した行き方というものを、考え方というものをしなければならぬでしょう。それから何といひますか、組織の面におきましても、機構の面におきましてもどんなふうになっているのか、御参考に向つておきたいんですが、この恩給局の機構を見てみましても、一課から五課、じゃ何が何をやっているのか、だれがどの課なのか、この名称が明確でないように思つておる。そういうふうな面を、やはりいつまでも昔からきたままで、そのまま時代がどう変わろうと、どんなふうにもその間に附則として変わってきていようと、同じ形態でいいといふことはあり得ないと思つておるわけですが、どうなんですか。

○政府委員(平川幸藏君) 確かに先生が言われました点は、われわれも了とするわけでございますが、御承知のように軍人恩給は、昭和二十一年二月一日連合国軍最高司令官の命令によりまして軍人恩給が停止になったわけでありませぬ。復活が、昭和二十八年に復活したわけでありませぬ。そういう意味におきましては、昭和二十一年十一月三十日で陸、海軍省が廃止になりまして復員省になりました。組織的にはそれ以後軍人を所管する官庁がなくなりました。したがうして、当然恩給法として規定しておる公務員には、たとえば軍人はもちろん、一般文官、教職員、警察監獄職員、こういった公務員の種類が列記されておりましたが、当然これで軍人の項、公務員としての軍人の項を削除しなければならぬといふ運命にあつたわけです。それで、いま申し上げましたように、昭和二十一年二月一日に連合国軍最高司令官の命によりまして軍人恩給が停止されると同時に、二十一年の十一月に法律を改正いたしました本法から落としたわけでございます。しかし、その間一部の恩給、御承知のように第六項症――六項症といふのはかなり重症でございますが、六項症以上の重症者のみ連合国軍は恩給を給することを許しまして、あとの軍人恩給は全部廃止したわけでありませぬ。それが二十八年に復活したわけでありまして、その経過を見ますと、やはり現在の本法におきまして

は、ただいま申し上げましたように、内閣の組織も変わっており、本法において、軍人の身分があるという恩給法そのものをつくっていくということは不可能でございますから、先生が言われましたように、昭和二十八年の法律第五十五号の附則におきまして、軍人恩給というものを復活されたわけであり、そのときの語句は、実は旧軍人という語句を使っております。

そういうことで、法的にはそうなるわけであり、先生が言われましたように、組織的にはあくまでもこれは特例でございます、特例として設けられておるといことは事実でございます。しかし、いまや軍人受給者は、総受給者のうちで、二百七十三万人のうち二百五十四万といふ非常に大きな数でございますから、実体的の内容といたしましては軍人に関する事務がほとんどでございます。そういう意味におきまして事務の重要性というものは、われわれとしては十分痛感しておるので、ただ一般的な傾向といたしましては、復活いたしました当時におきましては公務扶助料、公務で戦死いたしました扶助料ですね、こういう方の率が非常に高かつたわけですね。大体百五十万人ぐらゐがそういう方でございます。普通恩給受給者が比較的少なかったところが、最近はその数がだんだん逆転いたしました、公務扶助料の数が百万を割りまして大体九十二万ぐらゐ、今度は一般の普通恩給、いわゆる生存者恩給の受給者が圧倒的にふえてきたというふうな状況でございますから、先生が御指摘になりましたように、われわれの事務の体制もそういう大勢に応じて変えつてあります、内容的にこれはまあ人の配置の問題でありますとか、事務の系統の問題でありますとか、そういう面につきましては十分受給者の皆さま方に御迷惑をかけるような努力はしておるつもりでございます。今後ともそういう趣旨に沿って事務に支障を来たさないように、特に問題になっております傷病恩給等につきましては、できるだけの確かな正確な規定ができますような体制を整備して、局内にも委員会とい

うような制度をつくりまして、その委員会でむずかしい難件を処理していくというふうな体制も最近つくり上げて、まあいろいろなあれやこれやの手でやっておりますので、今後ともひとつ十分御了承を得たいと思っております。

○宮崎正義君　いまの私のこの法の、本法のほうの問題から、それから実効恩給規程等のご等について、組織の関係等も質問をしたわけですが、申し上げたように、百二条なんかの場合でも、それから百三条の場合でも、これ、北海道は開道百年祭というのが終わったんですが、北海道の屯田兵の問題につきましても、これなんかもどんなふうな該当者があるのか、何人ぐらゐ人がいて、どのように受給率が変わっているのか。受給率は、さつき七十歳以上は全部同じであると、百二条とか百二条とかさうさうとあるんですから、あるとすれば、分類といいますが、仕分けといいますが、それらがなされなけりやならないと思つておる。そしてその上からおのおのの功績といふものを明確にしないやいなやと思つておる。こういうことはおやりになれませんか、古くて。

○政府委員(平川幸藏君)　御承知のように、公務員の種類は大まかに言いますと、一般文官、それと軍人に分かれます。一般文官は純粋といいますが、純文官とそれから教育職員、それから警察監獄職員、それから待遇職員、これに分かれます。それから軍人は一本でございます。そういう分け方をしております、いわゆる第何条適用者というふうな実は分類はしてありません。というの、御承知のように、軍人は十二年で恩給がつきますが、文官は十七年というので、在職中はそういうことになり、仮定俸給は軍人と文官はそれぞれ別々でございますから、在職年と仮定俸給さえわかれますと、その者の恩給額が出る。したがって、毎年のペースアップにおきましてはその仮定俸給と在職年、これは在職中は動く場合もありませんが、そういうものを基礎とすればおのずから改定はし得るということで、能率をあげた面におきましてはそういうグループに分かれて

おりますので、先生がい言われましたような第何条適用者というふうなもの分類的かたは現在してありませんが、実は恩給局の地下に明治の初まって以来の御本人の履歴書はあります、現在まで。それを徹底的に調査いたしましたならば、あるいは可能かと思ひますけれども、これがまた相当な努力を要しますし、いずれにいたしまして、先生の御趣旨は二、三点あると思ひますが、われわれといたしましては、一つには恩給法をわかりやすくするために、逆に不要になつたと確実に判断される条文につきましては、できるだけ整理していくというふうなことにござつてもござつても、このように考えます。

○宮崎正義君　総務長官いかがですか、いまやりとりしましたその点で、お考え。

○国務大臣(坪川信三君)　先ほどから一つの具体的な、また法的根拠からいろいろ指摘もされ、論議をされておるのを聞いております、なかなか至難な問題点が伏在していることも御承知いただいておることでございますが、しかし、いま局長も申しましたような立場から、十分これから検討すべきもの、また解決すべき方向に向かつて努力すべきものについては今後十分配慮申し上げてまいりたいと、こう考えております。

○宮崎正義君　時間がありませんので、私、恩給法の軍人恩給のことですとやりたかつたんです。ですから、これだけにしほつて質問を続けてこれからいくとすると相当時間がかかるんで、大体二時間ぐらゐが私の受け持ちの時間ということになっておるので、それを尊重いたしましたしてやめていくんですが、残念なんです、軍人恩給のことについてこまかくずっと聞きたいことが一ぱいあるんです。

それは別として、最初に私は一つのある人の例をとりました。これは、二十年の四月に応召され、現役で入隊して、大東亜戦争に参加して、敗戦になって、すぐにソ連に捕虜にされてしまった。そして二十四年の十月に帰還をした。そうしま

すと、これは四年ちよつとあるわけですね。この方は兵なんですね。終戦上等兵と言つて、上等兵、兵でございます。こういう兵の人に対してどんなふうなお考えなのか。これは特殊なケースの人だと思つておるのか。こういうケースの人は北海道にはずいぶんあると思つておるのか。私の例を引いておかしんですが、私も現役で海軍に行つておりました。私は三年です。三年で下士官になっておれば、三年以上ということになれば、一時恩給が出るわけなんです。残念ながら下士官じゃございませんで出ません。この人もソ連に捕虜にされて、四年間苦しい生活を続けてきておるといふことなんです。こういう人たちがもうかなり数多くあるわけなんです。私の場合なんか、現役のときからすぐに海軍航空技術廠というところにそのまま入りまして、終戦を迎え、翌年残務整理をしてやめたわけであり、何にもないんですよ、私の場合。何にもないんですよ。恩給も何にもない。そういうふうなことを考えてみますと、まことにさみしい限りなんです。まだいいんですよ、元気でこうやって生きておられますから。その間にソ連に行つておる途中で、捕虜生活をしておる間になくなった方の家族の人、こういう人たちの取り扱ひといふものは相当漏れておる人がおると私は思つておる。そういういろいろな面から考えていまして、その応召された人たちは、この人は、いま私の申し上げたのは現役ですが、年をとつて応召されて、三年間非常な苦勞をして、今日老後生活の苦しい中に追い込まれておるといふ、そういうふうな点から考えていまして、この兵に対する一時恩給といふものに対する考え方、これはもう前にもこういう問題が出されたのです。また、附帯決議にもあつたというふうにも記憶しておりますが、こういう点のお考え、どんなふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(平川幸藏君)　ただいまの事例、確かにまあ一時恩給を給するとすれば一時恩給の条件には該当するわけでございますが、その前に、この間におきまして、たとえば二十年に現役で入隊

しまして、そのままソ連に抑留され、ソ連において死亡したというような場合ににつきましては、現在恩給法では公務扶助料を給しております。したがって、その点は問題は解決済みでございますが、幸いにして生きて帰ってこられた方につきましては、現行法上、兵について一時恩給を給しては、恩給制度自体からくわけてございまして、一時恩給は、御承知のように掛け金をかける、その掛け金をかけた人が普通恩給年限に達せずして退職し、しかもその年限が三年以上ある場合において給する場合は一時金でございます。ところが、御承知のように国民皆兵、あるいはそういう思想のもとにおける旧制度におきましては、兵に対しては掛け金がございます。したがって、一時恩給は掛け金を返す制度でございますから、旧制度におきましては一時恩給の制度は兵に対してはないということになります。この問題につきましては、本委員会におきましても数回にわたりました。附帯決議がついております。それからいろいろ御要望もございしますが、なおこの点につきましては、われわれとしては慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 長官のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(坪川信三君) ただいま局長が申し上げましたとおりでございます。

○宮崎正義君 ずいぶん長官の答弁としてはさびしいですね。

いずれにいたしましても、その人にとってみればこれはたいへんなことなんです。こういう人が、どれほど今日社会のすみにはうり込まれて泣いている方がいるかわかりません。しかもこの人なんか二十六年間で一月一万八千円そこそこ、生活保護を受けている人が東京都では二十万ぐらいいると聞いております。こういう面から考えてみましても、非常に問題点がばい残っていると思うわけです。時間がありませんで、軍人恩給法に入りますと、これはとうてい、もう

二、三時間いただかなければとてもできません。一つの問題点だけやっても二時間過ぎてしまいました。こういうふうな考えをいいますと、この恩給法改正に伴って共済組合法あるいは三公社の共済組合等の最低保障の考え方、そこに全部が帰着して、老後の生活をどうするかという問題に当然帰着するわけです。先ほど事実の事例をあげながら大蔵省の考え方というものをただしていきまして、政務次官が答弁をいたしました。その答弁のとおり、大蔵大臣があとよくお聞きになり、また、総務長官と二時間にわたっての私のやりとりをいたしました内容等よく伺って、思い切った財政処置をしていかねばならないという腹を大蔵大臣に私は要請をいたしたいと思ひます。

以上で私の質問はきょうは終わります。けれども、その最低保障という考え方をどこに置いていくかということを確認をしながら、質問を終わりたいと思ひます。

○中村利次君 四十三年の恩給審議会の答申に基づいて、四十四年以降三年間で政府はこの答申による措置をされて、四十七年、四十八年と引き続いてまた政府の政策に基づくといたしますが、政府自体の判断での改善が行なわれてきたわけですが、けれども、特にたいへんに大きな課題で、これは過去に恩給審議会の答申に基づいて、何ですか、ややこしい計算方式を政府が肉づけをされて、改善をされてきたのを、こしはいわゆる実質的に——政府はどうかスライドをしたんだということとをあまり好きではないようですけれども、実質的にスライド、公務員の給与改善率にスライドをされたという、たいへんにこれは懸案の解決に努力されたあとが見えると思ひます。また、これもやはり長い間問題になっていました改定時期についても短縮をされた。老齢者の優遇もされた。そのほかにも制度内のバランスをやはり相互勘案してこれも改善された点が幾つかあるわけですが、そういう点ではいいことはいい、悪いことは悪いわけでありますが、私は率直にこれは評価すべきものがあるというぐあいに考えます。

そこで、恩給審議会の答申に基づいて過去三年間の措置をされてきて、引き続き四十七年、四十八年、政府の判断といえますが措置によって一段の改善をされた。非常にけっこうであります。これは一応この改善をされた理由を所管大臣の総務長官及び、やはり所管の大臣であり、なおかつ国のさいふをお預かりになっておられる大蔵大臣から、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(坪川信三君) 中村委員が御指摘になりましたごとく、恩給制度審議会の答申において改善をなすべき事項につきましては二十六項目にわたって指摘をされてまいりました。このうち一応最終年度であるところの四十六年度においてその改善も完了をいたしました。この点につきましては、いま御指摘になりました。その後の、制度の審議会において論議された問題等もまた実在していることも十分承知いたしておるような次第でございます。これらの点を踏まえながら、これからの改善に最善の努力をしたいと思います。こう考えておられますと、今般の恩給の格差是正に對してはいわゆる根本的なる二・三・四の改善をなしたというところは、一応政府の英断といえますが、政府の意のあるところは各界各層において評価されておるような次第でございます。

まいりたいと、こう考えております。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま総務長官から御答弁ございましたが、そのとおりでございます。四十八年度の予算編成に際しまして、総務府のお考えを十分体しまして、相当の私どもとしても決意をいたしましたわけでございますが、同時に、相当のところまではいったように思ひますが、ただいま総務長官のお話のとおりで、その後におきましても国会の御審議の過程においていろいろの御議論もいたしておられますし、また、他の関連する年金制度等との関係等においては、審議会等の御審議の経過、いろいろの御意見でまだ煮詰まっていなところもございしますから、これらを総合いたしましたところもございします。これを踏まえてまいりたいと思ひます。これは恩給のみでなく、これに関連する公的年金等にわたりました。同様に権衡を考へながら前向きに改善措置をとってまいりたいと、かように考えております。

思ひ出しますが、昨年の第二次田中内閣が成立いたしました。予算編成に当たりました最後の場において、ただいまおおいでになっておる愛知蔵相も、非常に高度な立場でこの問題に対するわれわれの要望の処断を、同じ気持ちで踏まえながら裁断をいただいたあの当時に私にとっては感慨深く思い出されますが、こうした理解ある愛知大臣とともに、これから後も問題点を十分把握、また実態をとらえながら、いまだ未解決の点などのある点も十分知悉いたしておられますので、こうした点、当委員会において要望されました点、あるいは附帯決議等で要望された点等も含めながら、これからやはり前向き姿勢で検討をさらに進めて

○中村利次君 まことにりっぱな御答弁をいただいたわけでございます。これは私の質問はもう必要がないんじゃないかと思はれるくらい相当前向きです。衆議院においても大体問題点はもう指摘し尽くされておりますし、本委員会でもさきに質問をされた各委員から、大体もう同様の重点的な御質問、御指摘はあつておるわけでありまして、そういう限りではこれは三番せんじ、五番せんじの感じのあることですから、まず最初に厚生省お見えになっていまして、これは一つだけですから、ひとつあまり時間的に御迷惑をかけるまいように一番最初に質問しますけれども、農林福祉年金もささやかではあつても五千円に値上げをしようと思ひます。それから五十年には一万円にするんだという政府の公約もあるのです。この公的年金との併給制限がどういうぐあいになっておるかお伺いしたいと思ひます。

○説明員(大和田潔君) 結論から申しますと、四十八年度の今回の改正におきまして、福祉年金と公的年金の併給につきましては、その限度額が六万円から十万円に引き上げられたと、こういうこ

とでございます。この福祉年金との併給問題につきましては、本来この福祉年金というものは、御承知のように、どこからの制度からも年金を受けられない、こういったような方々に対して支給をするという制度でございますので、他の公的年金と併給をするということが、理屈上は問題があるわけでございますけれども、現実には非常に低い他の公的年金を受け取れる方もあるわけでございますので、そういった方々に対して併給という制度がございまして、先ほど申しましたように今回の改正では十万円までと、こういったふうになったわけでございます。これは拠出制国民年金の五年年金の額程度の額でございますが、そういったようなことで、今回たまたま御提出申し上げております年金法案が成立いたしますれば、十万円という額まで引き上げられるということになるわけでございます。

○中村利次君 どうもこの福祉年金の性格論まで入ったようでありますけれども、まことに私はしゃくし定木だと思っております。今度のこの恩給法の改正でも、恩給外所得による普通恩給の停止基準を引き上げておられますね。大体社会情勢といいますが、社会環境といつか、政府の政策自体がこういふやはり恩給法の改正によって停止基準も引き上げていこうという趨勢にある。ですから老齢福祉年金、福祉年金というのは、これはどこから何の収入もない人たちに對して差し上げるものだと、こういうぐあいに規定をして、そしてやはり十万円の併給制限の限度額なんというものは、これは全くだうも時代離れがして思うのですけれどもね。六万円を十万円に引き上げられたわけでありまして、これは六六六の引き上げになるんですか、相当の英断かもしれませんけれどもね。まずはいまの社会常識からいって何と何とお粗末であると言わざるを得ないと思っております、これはもう少し、私はもういまのことを言わなければならないんですが、やはり社会全般が、あるいは政府の政策自体もとにかく総合的に改善される方向にある。そういったものに対して、

この公的年金との併給制限の額をやはり思い切った引き上げるといふ——これは恩給法の改正で相対的なものですよ、これは。そういう検討の意図はありませんか。

○説明員(大和田潔君) 先ほど申し上げましたように、筋論からいいますと、私どもは他の公的年金制度が充実をされることによりまして、併給というよりもむしろ他の公的年金によりましての充実を期待しておるわけでございますが、ただいま先生の御指摘になりましたような実は問題もございまして、私も当面の策といたしましては、この併給制限をどう持つていくかということについて、なお検討はいたしたいというふうなことをおぼえておるわけでございますが、筋論といたしましては、先ほど申しましたように、他の公的年金の引き上げによって充実をはかっていただきたい、かような考え方を持っておるわけでございます。

○中村利次君 そうしますと、そういう筋論からいいますと、他の公的年金が引き上げられていけば福祉年金はもう停止をするというふうなものにかなるわけですか、その筋論からいけば。

○説明員(大和田潔君) 老齢福祉年金につきましては、これは御承知のように拠出制の年金が実施されましたときに、一定年齢以上のそういう方に對しまして老齢福祉年金が支給されるという仕組みになっておりますので、この老齢福祉年金の對象になる方々の数は逐次減つてまいります。昭和八十年以降でございます、昭和八十年ごろでございますけれども、ほとんど老齢福祉年金の對象者はなくなる、こういうような推移になっていくわけでございます。

○中村利次君 これは私はやはり何か時代逆行的な感じを受けるのですよ。たとえば恩給法でも老齢者に対する優遇措置が今度やはりとりとられておる、そういう方向にあるわけですか、政治はそういう方向にある。社会はそういう方向にある。老齢福祉年金だけが何かいま谷間の人たちの救済であつて、何だかよけいなものだというふうな感じを筋論からいけば受けるのですけれども、その

とおりですか。

○説明員(大和田潔君) 決してそういうような意味で申し上げておるわけではございません。ただいま申し上げましたのは、国民年金法が施行されましたのが昭和三十四年四月からでございます、そのときに年齢五十歳までの者につきましては、国民年金の拠出制年金に強制加入という形で国民年金の適用対象になった、そのときに五十歳をこえておられます方々につきましては、その方々が保険料を納付されましても所定の年限、つまり十年という期間の保険料納付には、納付をいたしませんためにかなりの高齢になるまで納付をいたしませんわにやならぬということ、その方々は適用から除外いたしました。ただし、そのときに五十歳以上五十五歳までの方は任意加入という道を開きまして、それが十年年金に結びついたのでございまして、それ以後の方々につきましては、これは七十歳になりましたから無拠出の老齢年金を支給するといふような仕組みにいたしました、これを老齢福祉年金といふ名称にいたしました、現在も支給をいたしておられます。これが先生おっしゃるように、年金の額が、この人たちに對して保障されるべき年金の額が低いではないかということが議論されて、当然のことでございますけれども、この老齢福祉年金の額の引き上げということも、かなり強く推進されております。で、三千三百円から今回の法律が成立いたしますれば五千円、来年度はさらに七千五百円、さらに五十年では一万円という、そういう計画に沿つておるわけでございます。さらに、ただいま申し上げました制度発足のときに五十五歳をこえておるといふ方々につきましては、任意加入の道もございまして、いろいろ谷間問題といふことで昨今議論が出てまいりました。これにつきましては、先般衆議院におきます修正によりまして、この方々に對しまして三千五百円の特別給付金の支給という修正が行なわれたところでございます。

○中村利次君 私は性格論議をもうこれ以上続けようとは思いませんけれども、とにかくやはり福祉年金が額の上でも引き上げられようとして傾向にあることは間違いない。それから全般的に老人対策といふものがやはり大きな課題になっていることも間違いない。その方向に従つていけるものがあるや、やはり手当てをされていくわけですね、措置をされていく。ところが、厚生省所管の併給制限というのが何とも珍妙な感じがする、十万円というのが、これは政府の公約がかりに実現をされることとしますと、再来年になつたら十二万円になるので、十五万だか二十万だかまたこれは引き上げられるわけでしょう。性格論議からすれば、併給制限がなければ、こういったものがないんら、まだ性格論議としては筋目が通ると思つて、養成反対は別にして。しかし、こういったわづか四万円の、幅は違つてもあることは間違いない。そうなりますと、その必要性を認める人だつたら、やはりこれは社会全般、あるいは政策としていま向かつていっている方向はもう定まつていっているわけですから、大幅に引き上げるのは当然といふ、そういうことになるんです。ですから、こういうことはなかなか課長は答えにくいかもしれませんが、私はこれは要望をしておきたいと思つておる。厚生省でぜひひとつ、こういう点についてはつじつまが合うような前向きな御検討をしていただきたいと思つておる。

さつき申し上げましたけれども、国家公務員の給与改善率にスライドする方向について、総務長官及び大蔵大臣から、先ほど全般的な四十八年度の改善についての考え方というものが御答弁の中でお示しになったわけでありまして、これはもう皆さんからくらくらくに言われたことではありますけれども、やはり国家公務員の給与改善率に對してスライドするということが必要と認められていたら、当然これは法制化をするという、これが筋目の上でもびしっと筋が通るわけでありまして、これは先ほどの答弁で、やはりスライド化の方向を、スライド化を今後踏襲をして

いかれることは間違いないでしょうから、したがって、これは当然法制化をして、きちっとけじめをつけるというぐあいに期待をしてよろしいわけですね。そういうぐあいに期待をしてよろしいですね。

○国務大臣(坪川信三君) 御案内のように、恩給法の第二条ノ二の規定によって、この法によって準拠されながら、一応裏づけされておるといふことは御理解いただける、こう思うのでございませう。そうしたことを考えますときに、これを法制、制度化すべきであるといういろいろの論が衆議院においても行なわれ、また、当委員会においてもいろいろと各委員から御指摘になっておられ、また御要望にもなっておられるのでございませう。そうした基本的な姿勢を踏襲いたしてまいります以上、いまのところいゆる二条ノ二によって準拠していくというところで差しつかえもないと思っております、それにおいてまだ不安感があるから、制度化すべきであるという議論も私は当然な御議論であらうと思っております、それらについてそれぞれの附帯決議等も受けておりますので、私といたしましては、大蔵大臣と十分協議、連絡調整をはかりながら、こうした問題に向きの姿勢で取り組んでまいりたい、こういうことで御理解いただきたいと思っております。

○中村利次君 これ皆さんがずいぶん問題提起をして、大臣以下の答弁をいただいたわけですが、ここでそれと違った答弁をされるのもお困りでしょうけれども、しかし、これは私は当然制度化されるというぐあいに受け取って、解釈をして、次に進んでいきたいと思っております。これは当然の常識になったことでもありますから。

次に、老齢者の優遇、これもけっこうな話です。これもしかし皆さんから、与党の内藤委員からも、たいへんに政府の決断を多とされながらも、やはりこういう問題点があるぞという御指摘もあつたわけですが、これはやはりまた皆さんも取り上げられたように、だれが考えても確かに、これほどよくしたのに、まだ文句あるかとい

うことじゃないです。そうじゃなくて、いいことはいいとして評価しますよ。しかし、やはりよくなればなつたで、いろんな谷間もできれば、ひずみもできるわけでありませうから、いまこれはぜひ修正をしておやりなさいという意味じゃなくて、やはりこれも今日以降来年はやるのか、そういうことだとわれわれは解釈をするわけなんです。ですから、七十歳以上の老人の方は四号俸引き上げが大体一五〇程度になるそうですから、したがって、二・三・四の改善を加えますと四〇%近い、たいへんけっこうな改善になったわけなんです。ところが、これはもうどこに線を引くかで、何でも同じですが、六十九歳、六十八歳、六十七歳あたりの人は全くこれはやり切れない気持ちになるのは当然ですね。ですから、このことも来年以降当然これは具体的には三号俸あるのは二号俸、一号俸引き上げ、こういうことになるのかどうだか知りませんが、そういうことを当然おやりになると解釈をしてよろしいですね。

○国務大臣(坪川信三君) 先ほどから各委員から御指摘になりました老人に対する恩給あるいは年金その他各種問題について十分御要望もされましたので、そのつど私は田中第二次内閣としてのとべき方向、しかも老人問題は最も重要な国民的課題になっておる問題でございませうので、鋭意その解決に努力をいたしたい。いろいろなひずみ、いろいろの問題点等、何といいますが、常識的に言いますならば、もつれた糸をほぐすような気持ちで、一つ一つ老人のしあわせに通ずるものを中心点におきまして、鋭意最善の努力を払ってまいりたい、こういう決意であることを御了解願いたいと思っております。

○中村利次君 これはもう少し具体的に伺いたいでありますが、大体老齢福祉年金が七十歳以上ということである、こういう措置をやられたと思うのですが、ほかにか六十五歳とか六十歳とか、いろいろな年齢の制限がありますが、大体今後この谷間を是正する方向として、年齢をどういうところに置いて検討されるのか伺いたい。

○政府委員(平川幸藏君) 実は七十歳以上の老齢者に対する処遇でございませうが、これは御本人が受けておる場合においては七十歳でございませうが、妻が受けておる場合につきましては、その妻が五十歳でありまして四号俸上るわけでありませう。これは実は恩給特有の制度でございませう。何と申しますか、遺族、傷病者、老齢者というものを軍人恩給復活以来重点的に処遇してまいつたという一つの経過の中で、そういう特異な処遇方法がなされておるといふことでございませう。したがって夫が、六十の受給者がなくなつたという場合に、とたんにその妻が五十であつても四号俸上るといふことになるわけなんです。

問題は、年齢の区切りでございませうが、実は老齢者処遇をいたしまして、文官に対してはこういふ処遇をしたわけでありませうが、一方、軍人に対しては、七十歳以上のやはり老齢者及び妻子に對しましては、七十年をいままでは資格としてしか認めないなかつたものを金額の計算に入れるようにしたわけでありませう。いわゆる加算年を金額計算に算入、入れたといういわゆる老齢者処遇をしておりませう。これは主として軍人、まあ文官にはレアケースとしてあることはありますが、めつたにない。ほとんど九九%が軍人でございませう、こういう処遇のしかたを七十歳以上については、特に恩給法としては一つの重点的な処遇、その七十歳以上の人に見合うものとして、妻、傷病者も同じようなグループに入れていくというふうな考え方が基本になつておるのでありませう。

そのほかに、御承知のように恩給制度の中には文官、それから軍人、警察監獄職員、それから待遇職員と、それぞれ内容が、非常に仕組みが複雑で多岐にわたつております。したがって、ある一つの年齢を直ちに他の年齢の処遇にびつたりと合わしていくことが、いかどうかかな

な問題があるわけでありませう。たとえば、一例を申し上げますと、軍人の場合はいま一例を申し上げますが、七十歳以上の者に対しては加算年を全面的に金額計算に入れるという方法をとりております。それから、ちよつと複雑になつて恐縮なんです、七十歳から六十五歳の者につきましてはいわゆる加算減算率を撤廃するという方法をとりております。それから六十五歳から六十歳までの者につきましては加算減算率を文官並みに百五十分の二・五にするという方法をとりております。それからその次の五歳刻みにつきましては百五十分の三・五にするというふうな刻みの引き方をしております。それから次は五十五歳から五十歳まではその七割を支給する、それから五十歳から四十五歳までは五割を支給するというように、実は七段階にわたつて軍人恩給を処遇しておりますが、これは歴史的な経過もございませう、いろいろ谷間の手を使わなければやはり均衡論としてはむづかしい問題があるのでございませう、われわれといたしましては各職種の特色を生かしつついろいろと努力してまいりたい、このように考えます。

○中村利次君 私の質問はさきわめて単純でございませう、七十歳以上の老齢者、これはいま御答弁もございましたように、配偶者の場合はこれは幾つであつても、これは当然ほかの年金もみんなそうですから、それで受けられ、七十歳以上の老齢者の優遇措置として四号俸の引き上げという改善が行なわれたわけですね。そうしますと、六十九歳というのはこれは二・三・四で、非常にがくんとくるわけですね。ですから、どこに線を引いて、たとえば六十五歳以上はずつとそれを引き直して、七十歳四号俸というのを引き直して、何歳は三号俸、何歳は二号俸というふうな検討をやるわけですか。

○政府委員(平川幸藏君) その点につきまして私説明を落としたんですが、実は今回の処遇は根拠が

二つございます。一つは理論的な根拠でございます。一つは先ほどから申し上げましたように、高齢者処遇の問題でございます。

高齢者処遇の考え方につきましては省略いたしまして、どうしてこういう四号というものを積み上げたかということをお話し申し上げます、恩給受給者の等級を見ますと、恩給受給者がすべて同一の恩給ベースに乗っておられるわけでございまして、退職年次別に見ますと、やはり古い方のほうが年金額が少ないということが統計的に大体出てまいりましたわけであります。その原因をこの二、三年来探求しておいたわけでございまして、実はベースアップのほかに、たとえ特別昇給でありますとか、あるいは昇給時期を短縮するとか、それから頭打ちが昔はありましたが、だんだんなくなってきたというように、いわゆる給与制度本来からいうベースアップではございませんが、それに準ずるような一般的な、だれでもおそらくは二十年もつとめれば特別昇給回かきましますから、そういうものを積み上げていきますと、マクロで見ますと二十年たつと四号俸になるということであります

が、これはあくまでもマクロ的な理論でありまして、いま先生が言われましたように、たとえば五十から五十五歳になると一号俸上がり、差が五、それからその次の五年たつと二号俸の差があり、それからその次の五年たつと三号俸の差があり、それからその次の五年たつと四号俸の差が、それからその次の五年たつと五号俸の差が、乗れないいわゆる整然とした形ではばらばらついているわけではないわけでございます、率直に申し上げます。したがって、階層的にたとえばこうなれば、何歳になれば何号上げるというような理論ではなくして、集計的なマクロ理論として、一応四号俸を高齢者処遇と兼ねてわれわれとしてはこういう処遇をしたわけでございます。そういう点は非常に率直に申し上げたわけでございますが、そういう処遇でございまして、直ちにそれが七十歳未満の者はどうするのだというように結論はなかなか出てこないと思っておりますが、ただ、処遇方法といたしまして、こういう処遇方法が唯一の処遇ではございませんから、先ほど申し上げ

ましたように、恩給種別によって毎年これは私のほうから出してあります処遇の方法はそれぞれ変わっております。そういう方法があるのかないのか、われわれといたしましては、恩給本来の制度をゆがめない範囲においてできるものはできるだけ処遇してはどうか、私はこのように考えております。

○中村利次君 これはその趣旨はわかりました。私はこれにたいへん固執するんです。これはやはり七十歳を、高齢者福祉を含めて四号俸引き上げたということに対しては根拠があるんでしよう、あるんでしよう。どういう根拠ですか。

○政府委員(平川幸藏君) 根拠というのは、結局われわれが集めました資料ですね、たとえば長期のもの、十七年あるいは二十年、二十五年のもの、こういうものを集計していきましますとカーブができます。そういうカーブを最小二乗法と申しますか、一つの数学でもってやると、二十年ぐらいで四号俸になると、これはマクロでございまして、正確に言いますと三点幾らぐらいになるかと思ひますけれども、号俸をそういうあれでやるわけにいきませんから、四号俸ということをやったわけでございますが、理論はもろろあるわけでございます。しかし、その理論が直ちに各階層別に、たとえば退職してあとの年次が少なければ号俸を一号上げるんだとか、あるいは十年たれば二号俸上げるんだという理論には直ちに結びつくような理論ではないと私は思っております。したがって、われわれといたしましては、長期にわたって、われわれといたしましては、長期にわたっての処遇方法としてはわれわれいろいろ検討はいたしております。まだ申し上げられませんが、そういう方法もあるのではないかと、そういうことも実は考えておられるわけでありまして、そういうこともからみ合わせて、ひとつ高齢者処遇につきましてはさらに積極的に努力してまいりたい、このように考えております。

○中村利次君 これはやはり局長ね、七十歳以上の高齢者に対して四号俸の引き上げをやったのは、やはりマクロ的であっても、いろいろ調査を

した結果、とにかくやはりそれなりの根拠があったら、六十九歳あるいは六十七歳、六十五歳は、恩給法の適用でそういうことができるかどうかはこれはやはり別次元の問題だというのがわかってきた感じがします。確かにそれは高齢者を優遇しようというものが一つありますから、ですから、これがすべてだと言われればそれまででよろけれども、それじゃ六十九歳や六十七歳は違うのかということになりますと、やはりこれは非常に古い方たち、どこでも指摘をされておりますけれども、あまりにもお気の毒ではないかというふうな感じがします。最低保障額の問題も、これは後ほど質問しますけれども、やはり七十歳以上は四号俸引き上げるといっておやりになつたんだら、ミクロであらうとマクロであらうと、同じやほりそういう理由づけをしたことが私には理解できないと思ひます。できないというのは、これは先ほど大臣に質問をして御答弁をいただいたのは、そういうものを含んで、やはり確かにこれは、そういうものを含んで、やはり確かにこれは、そういう問題では改善をされるものと、こういうふうな問題では改善をされるものと、こういうふうな問題では改善をされるものと、私にはちよつとここの議論をしなければならぬ、そういうふうなやほり受け取り方をしたいと思ひます。

○国務大臣(坪川信三君) 高齢者に対するところの恩給措置の問題で、いわゆる七十歳以上の方、または六十九歳以下の方、それぞれに対しての改善の御要望については十分理解をいたしておるのでございますが、事務当局といたしましてこれを一つ一つ解決するにはかなりの問題点と、また、事務上においての困難性も出てまいっております。これは御理解いただけると思ひますけれども、しかし老人一般に対する、しかも国家に奉ぜられた公務員の方々の当然の国家的保障の立場から考えてみますときに、そうした具体的な点につきま

しては、やはり前向きな姿勢で取り組んでいくことは当然でございますので、私もそうした観点から前向きな姿勢で取り組んでまいりたい、こう考えております。

○中村利次君 これは大臣のそういう御答弁がございましたから私は重ねて質問としては申し上げませんが、事務当局としてはだいたい御苦勞もあるようでありまして、しかし、私はここで要望しておきたいと思ひますが、大臣答弁がございましたからもう蛇足になるかもしれませんが、七十歳に対してやはり高齢者に対する優遇措置も含めるけれども、しかし、やはり不均衡を認められて四号俸という相当思い切った引き上げの改善をされたわけでありますから、これはやはり非常にけつこうでございましてという評価をしているわけですからね。そういうことをおやりになつた根拠があるならば、そういうことをやはり私は三号俸、二号俸という計算ができないはずがない、必ずそれができると確信をします。ですから、これはひとつぜひそういう方向での御検討をお願いしておきたいと思ひます。

それから先ほどちよつと触れました最低保障額の引き上げの問題ですけれども、これも皆さんがやはり指摘されたとおり、あまり目立ち過ぎるものではないと思ひます。たとえ現行の国家公務員共済組合法の改正では、退職年金を十五万円をこれは衆議院修正によれば三十二万一千六百元ですか、政府原案でも倍以上の引き上げですね、ずうつとそれになつております。ところが、恩給法の普通恩給、普通扶助料、旧令によるもの等はこれは据え置き、やはり同じようにどうしてもつじつまが合わないということになるわけでありまして、これももう皆さんがずいぶん指摘されて何番せんじかの焼き直しですけれども、やはりこういうことが非常に目立ちますから、ぜひこれもひとつそういう方向で改善方をやられるのだと解釈をしたいと思いますけれども、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(平川幸藏君) 最低保障の問題につきまして、先生ただいま御指摘になりましたとおり、方向としては全くそのとおりでございます。われわれもいたしましてそういう方向で検討してまいりました。率直に申し上げまして。ただ恩給制度が先ほどから申し上げておりますように、他の制度と非常に違ふ点は、短期在職者が九六%もありません。そういう事実を踏まえまして、今回最低保障額を長期在職者のみについて上げるとなると、恩給制度としてはまことにアンバランスと申しますか、制度自体が非常に、何といまつか、格差が生ずるといふことでございます。

一例を申し上げますと、十二年の軍人で、長期在職者でありますから十二年であります、これがたとえば例で申しますと、厚生年金のいわゆる比例報酬部分と最低の比例報酬部分と定額部分を合わせました二十六万八千八百円というものをとりまして、十一年の短期在職者が十一万六千円でございますから、十五万円くらいの格差が一挙に生じるといふことになりまして、これはとても恩給制度としてはアンバランスがとれない。そうしますと、恩給制度は御承知のように、在職者が警察監獄職員あるいは軍人が十二年、それから文官は十七年、こういうふうな制度になっております。それからそのほか短期在職者がいま言ったように九六%もありません。こういうものを総合的に勘案しないと、長期在職者だけ上げて短期在職者を全く放置するといふことはできませんし、当然これは何らかの措置をしなければならぬ。しかもその間にバランスがとれたものでなければならぬといふわけでございます。それを額が多い少ないは別といたしまして、そういう方向で実は毎年これは検討するのに相当長期の時間がかかるわけでございます。この前の改正は、実は厚生年金が四十六年に改正になったわけでありまして、恩給の最低保障を現在の十三万四千四百円に上げましたのは、やはり次の年の四十七年に改正をいたしました。何も言いわけをするわけじゃございませんけれども、それほど恩給制度に最低保障を入れると

いうことになりまして、いろいろな検討を必要とします。しかも厚生年金の定額部分をそのまま持つてきておるわけではなくて、年齢に分けては六十五歳以上は十三万四千四百円、それ以下は十一万四千円というふうないろいろな手を使いながらやっておりますというわけでございます。方向としましては、全く先生の言われたとおりの方向でわれわれとしては取り組みたい、このように考えておるわけでございます。

○中村利次君 これは確かに恩給法は専門家でもなかなかむずかしいそうだから、われわれのやはり知らないいろいろな苦勞があると思ひますし、加えて戦争の落とし子の処理というものがこれにしろ何だかたいへんからみ合せて、だからこそ、いろいろな制度内部でも、バランスなんかでも非常にむずかしくしているという特殊事情があると思ひますから、これはやはり容易じゃないということはよく理解します。しかしながら、私がこんな風に単純に繰り返して、繰り返して繰り返しては、何といつても生活保護基準も二十七万ばかりですか、それから税法改正によつても老人の基礎控除、特別控除を含めると相当な金額、百万円ぐらいのものになっておるわけですね。大体そういう方向でいっておるのに、六十五歳以下は十一万円、六十五歳以上は十三万四千円というふうな、非常にどうも、何といふんですか、話にならない感じが非常に強いわけです。

それから先ほど七十歳以上に対して四号俸の積み上げというところで私は質問をいたしましたけれども、ここでは六十五歳以上が十三万四千四百円と、こう言っているわけですね。ですから、いろんなところにやはり単純な目で見ると非常に納得のできないようなものがあるわけですから、これは恩給法上たいへんであるといふことはよく理解しますし、百も承知の上で、ぜひそういう方向で一段の努力と改善方をお願いをしておきたいと思ひます。

最低保障問題は時間もだんだんなくなりましたから、次に進みたいと思ひますけれども、今度は

制度内部のバランス上いろいろ改善をされた中の一つに、いわゆる外国の特殊機関の通算条件の緩和がありましてね。これもまた一ぱい残っているはずでして、改善をするともまたバランス上次の改善と、こういうことになると思ふんですが、恩給法上、日・満・日、満・日というのはいずれも通算をされておられますね、現在は、これは大体まず日・満・日から通算をされて日へと移行したその経過について、まことに恐縮ですが、簡単に教えていただきたい。

○政府委員(平川幸藏君) ただいま先生から御指摘になりましたが、満・日の場合でも特殊機関だけ今初めて通算されたわけでありまして、まずそれを答えておきます。

一番最初、実は戦前におきまして日・満・日で出発したわけですね。この場合には満州国というのは外国政府でございますから、満州国でございます。これは昭和十八年にできた。それから昭和三十六年だと思ひますが、日・満の場合におきまして、日・満・日じゃなくても日・満でもよろしいということでありまして、それから昭和三十七年だと思ひましたが、三公社も満州国と同じように通算の措置がとられた。それから以後三十九年だと思ひますが、いわゆる特殊機関が通算されたわけでございますが、これは日・満の場合にのみ通算になりまして、今回の提案で満・日の場合にもやはり三公社と同じように通算すべきであるといふので、今回改正をお願いをしております。

○中村利次君 いまお答えをいただいたような経過を経て逐次改善をされつつあるわけですね。そこで、関連をしますから、私は公務員の退職手当法のところをだいたいしつこく質問をしたのですが、退職手当はどういうことになっておりますか、念のために。

○政府委員(皆川迪夫君) 退職手当は、現在の法律の附則の第四項と第九項に基づきまして、一部政令には委任されておりますが、いわゆる満・日ケースだけを認める、こういうことになっておるわけでございます。

○中村利次君 この前、人事局長にはだいたいしつこく質問をしたのですけれども、これはいまの御答弁をいただいたので、全く同一の政府のものでそういうまことに珍妙なことが行なわれているのです。恩給法上の通算でいいますと、まず日・満・日から始まって満・日まで適用をして、特殊機関までだんだんバランス上そういう方向の改善をされておる。退職公務員の退職手当の上では満・日は通算するけれども、日・満・日はしない、これはどう解釈しても、何とも解釈のしようがないくらいにきわめて不自然であり、不均衡であり、私は説明のしようがない。法的な根拠を出されても、その法的根拠そのものがまことにむなししいということになるのです、これは。ですから、私は、現行の法律を否定するものでもなければ、それに基づいて退職手当が支給されておるといふことも否定するわけにはいきません。しかし、私が申し上げたいのは、それほどだれが聞いても、だれが見ても不自然なものは、やはりそういう不都合な法律を改めて、改正をしてつじつまの合うような改善をされる必要があるのではないかと。

〔委員長退席、理事内藤三郎君着席〕

ですから、そういう意味の検討というものはぜひされてしかるべきだと思ふのですけれども、いかがですか。

○政府委員(皆川迪夫君) これは前に恩給法で、いま御指摘のありましたいわゆる満・日系統を最後に退職手当についてもやるべきじゃないかという御議論が当委員会でもたいへんあったようでございます。その当ても退職手当の性格としては、何回か現実には退職をしているのだけれども、その前後を通算する、こういう性格のものであるから、恩給のようにある特定の期間を見るか見ないかというのと性格が違ふんじゃないかということとを主たる理由にして、なかなか同一には論じがたいといふことを御答弁申し上げておいたわけでありまして、さらに実質的には、恩給はやめられた後もさかのぼってずっと受給資格があるわけでございますから、今日において改正をいたしました

ても、過去の人も将来に向かっては救われるという事態になるわけでございます。しかし、退職手当の場合には、おやめになるときだけの問題でございますから、終戦後二十年かたちまして、当時のそういうケースに該当される方が大かたおやめに、もちろんまだ相当の数は残っておられると思っております、そういう事態においてこれを取り上げることがいいかどうか、その当時よりも今日においてこれを取り上げねばならないとする非常に強い理由があるのかどうかということが、議論をするとなかなかむずかしい問題があるわけでございます。私たちも、現実には職しておられる方がおやめになる際にそういう制度があればいいへんこれは救われるということは、まことによくわかるのでありますけれども、どうも今日の事態になって、どうもこれを取り上げるには相当の理屈がないとなかなか——将来に向かってどんどん起こる制度であれば、新しい制度として考えたいと思っておりますが、過去の制度の救済であるためになかなか理屈がむずかしい、ふん切りがつかない、こういうところが率直に申し上げて実情でございます。

○中村利次君 これはやはり現行法というものの上で立って、そういう御答弁にならざるを得ないと私は思うのです。しかし、これは非常に失礼ですけれども、やはり非常に硬直した議論としか解釈できないわけでありまして、恩給というものは確かに継続はしています。退職手当というものは退職したときに切れるものです。しかし、恩給であれ、退職手当であれ、過去のやはり十二年、あるいは十七年、退職手当はそういうものはありますけれども、そういうものに対する代価として支払われるものでありまして、それから恩給法上だとして、先ほどたいへんに御苦心の、非常にむずかしいのだという答弁がありました。しかし、そういうものを乗り越えて、やはりそこで退職をして切れた、日からは満に行く、あるいは満から日に来る、退職をして切れて、恩給の受給資格があったからといってそれも通算をして、そういう人

たちの分までやはり改善の対象になっているわけですからね。退職手当は切れたんだからもう過去のことであって、それは関係ないという議論が正しいとするならば、これは恩給もやはりそこでもう退職をして切れたのだから通算は——かりに百歩を譲って通算はするとしても、それ以前のものについての改善などということとは関係ないんだと、こういう議論になりますと首尾一貫をしないわけですからね。ですから、これは私は現行法の上で立ってものを考え、あるいは議論をすれば、当然お答えのとおりにならざるを得ないと思っております。

〔理事内藤三郎君退席 理事中山太郎君着席〕
私がおやめ質問をし、提唱しておりますのは、そうではなくて、やはり恩給法の上でも、こういううぐあいにたいへんむずかしい中を切り抜けて、やはり時代とともにあるいは政策自体も変わってきて、こういううぐあいな改善が行なわれ、あるいは先ほどからの答弁でも、今日以降まだ一歩のやほり努力をした改善をやっていくという方向にあるわけでありまして、これはひとつ大臣、退職手当は、お聞きになったように、ほんとうにこれは矛盾です。私は、これは矛盾でないという人はいないと思うのです。ですから、これはぜひ、私はくどく言うようですけれども、いまの法律の上でやりようはないかもしれません。しかし、そうならば、やはりつじつまが合うような改正をして、首尾一貫をした、そういうものにするという、そういう前向きな検討は、これはもう当然あってしかるべきだと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(坪川信三君) 先ほどからのいわゆる退職の問題でございます。御意見は御意見として十分承知しております。決しておことばを返す意味はございませんけれども、この問題に真剣に取り組んでいただいております中村先生としても、いわゆる勤務の継続的な一体化が認められないものについてという問題は御理解いただけるのじゃないかと、なにかということからきて、なかなかむずかしい問題でもございます。したがって、政府といたしましては、そういうような事情も十分とらえ、また、御意見のあるところも十分拝察いたしまして、今後まあ慎重に考慮いたしてまいりたいと思っております。御意見のあるところも十分拝察いたしまして、今後まあ慎重に考慮いたしてまいりたいと思っております。御意見のあるところも十分拝察いたしまして、今後まあ慎重に考慮いたしてまいりたいと思っております。

○中村利次君 これは理解も何も、そういうことであるから、それ以上のおおしやれないうことすれば、これはもうしようがないのですけれども、私はやはり退職をしてそこで切れたのだというの、これは通用しないと思うのです。通用しないと思うのではなくて、しません。というのは、当時の国策でやはり日本から満州に行き、満州からまた日本に戻ってきた、これは統制しているのです。ただ形を、勲褒退職だとかいろいろな形で退職という形をとった。それはそれでよし、当時の敗戦前の状態では、日本国政府の職員が退職しないで現職のまま向こうへ行くという形は、特殊な例はあったにしても、これはやはり退職をして行くという形が全部とられたわけですから。ですから、そこをやはり非常に観念的、硬直的にとらえますと、切れたのだと。ところが恩給法上では、やはりそういう国策に沿って行つて、そうしてまた引き続いて日本政府の職員になったのだから通算だ。あるいは満鉄特殊法人だとか、特殊機関に就職して、あるいは引継ぎ終戦によって日本国政府の職員になった者は通算だ。これはみんな退職の形をとっているのです。途中では、切れ目切れ目では、そういうのが全部通算されている。退職手当も、これはもう当然国策に沿ってやっております。それはもう当然国策に沿ってやっております。それはもう当然国策に沿ってやっております。それはもう当然国策に沿ってやっております。

○国務大臣(坪川信三君) ただ、誤解をしていただきますとまた困るのでございまして、田中内閣の私どもといたしましては、またわれわれの、担当責任者において残された問題において、もう過去の国策の線に沿ったものであるからそういうようなものに対してはいささかも考慮をせないうたというふうなものはないと、民族の何の考えはみじんもないということとはひとつ御理解願ひながら、そして十分不幸な方々に対する、国策に殉じられた方々に対する一つのきめこまやかな措置は今後も持ち続けていくんだと、また万全も期さなければならぬという基本方針は御理解願ひながら、十分御意見として承りましたので、今後御意見、御心情を拝察しながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○中村利次君 それじゃ最後に……
以上、まあいろいろ、この四十七、四十八の二年間は、四十三年の恩給審議会の答申を二十六項目にわたって措置をされた上で、なおかつ先ほど両大臣の御答弁ございましたような理由で改善を続けていっておられる。やはりこの改善の努力を私どもは率直に評価いたします。しかし、その上でなおかついろいろな問題点があるわけですね。
〔理事中山太郎君退席 委員長着席〕
ですから、この際、私はやはり恩給審議会を設

けられて、そして全般にわたっての見直しとい
ますか、洗い直したいですか、そういうものを
得て、何といえますか、りっぱな改善に取り組
んでいただくのが最も妥当ではないかと思うん
ですけれども、この恩給審等の設置についてのお考
えはいかがでしょうか。

○国務大臣(坪川信三君) 恩給審議会が創設され
まして以来、恩給制度のあり方について、問題点
について十分な御討議を賜りました大きな成果
に對しまして私は深く敬意を申し上げておるの
でございます。したがって、二十六項目にわた
るところの指摘された問題についても政府といた
しましては真摯にこれにこたえて措置を講じてま
いっておりますが、今後この恩給審議
会というものを再度設けるべきであるかという御
質問、また御意見等については、われわれといた
しましては、一応審議会の成果は終わって、われ
われはこの指摘されました、また審議のさなかで
論議されました問題等について、政府はこれから
責任を持ってこれに取り組み進めたい、こう考えてお
りますので、再びこれを復活するかどうか考えてお
いませぬので、御了解お願
いいたします。

○中村利次君 いいです。
○岩間正男君 初めに、私は、恩給に対するわが
党の基本的態度について触れておきたいと思いま
す。

わが党は、恩給の基本的考えとしては公的年金
制度の一環として、老後の生活の保障、本人の障
害、遺族の生活に對し、正常な生活水準が維持さ
れるようにしなければならぬと考えており、こ
ういう点で一定の改正には賛成できる理由があ
ります。しかし、旧軍人恩給については、政府が
軍国主義復活の露払いとして利用する、という
おそれがあること、旧将校など職業軍人を優遇し
ていること等の改正には必要性を認めないもので
す。以上の理由により、わが党は、この恩給法案
に對しましては、今回の改正案については棄権の

態度をとることを表明いたしておきます。
で、これとの関連で私がお聞きしたいのは、実
は非常に日の当たらない戦傷病者戦没者遺族等援
護法、こういうものとの関連において、いわば谷
間の日の当たらないところにある問題について触
れておきたいと思えます。

第一にお聞きしたいのは、恩給法上の保障のな
い軍属、準軍属に對する保障の問題であります
が、一体これはどのようになっておりますか。
○説明員(入江慧君) 恩給法の保障のない軍人、
軍属、準軍属につきましては、厚生省で所管して
おります戦傷病者戦没者遺族等援護法、これによ
りまして年金等の支給を行なっております。
○岩間正男君 これは戦地へ行った人と、それか
ら戦地でない地域、こういうところで勤務した人
と違つておるようではありませんか、どういふふう
にこれは区分けをしておりますか。

○説明員(入江慧君) これは、旧陸海軍部内の軍
属につきましては、戦時中共済組合というのがご
ざいまして、それが、内地の軍属につきましては
いろいろな援護を行なつていたわけでございま
す。したがって、当初、援護法がございませ
ぬ、その共済組合等で援護を行なわれておりました
後、その戦地勤務軍属と申しますか、の陸海軍部
内の公務員につきましては、軍属として処遇したわ
けでございまして、その後、内地の軍属等につきま
しても、準軍属として援護法で処遇しております
国家総動員法等に基づきます徴用工等とのバラン
スもありまして、準軍属として内地勤務の陸海軍
部内の公務員も援護法の対象に取り入れるという
沿革的な理由があるわけでございまして。

○岩間正男君 じゃ、そのうち、軍属の中で障害
者に對する年金、それから一時金の支給、こうい
うものはどうなっておりますか。
○説明員(入江慧君) 障害者につきましては、障
害年金と障害の程度の軽い者につきましては障害
一時金というのがございまして、これにつきまし
ては障害年金と一時金の選択ができるようになって
おります。

○岩間正男君 この軍属の中の死亡者の遺族です
ね。そういう場合にはどういふような給与状況で
すか。
○説明員(入江慧君) 遺族につきましては、先ほ
ど申し上げました援護法上の分類によります軍属
につきましては遺族年金、援護法上の分類に基づ
きまして準軍属に属します軍属につきましても、名
称は違いますが、遺族給与金という、やはり年金
を支給しております。このほか、戦没者に對す
る弔慰金をあらわす意味で、その遺族全体につきま
して弔慰金と一時金を支給しております。

○岩間正男君 それじゃ、準軍属の場合の障害者
については、これはどういふ適用ですか。
○説明員(入江慧君) これは、先ほどまゝとめてお
答えして失礼いたしました。準軍属につきまし
ても、障害者につきましては障害年金と障害一時
金が出ます。
○岩間正男君 これは軍属と準軍属をどういふ
うに区別するのですか。この給与の内容が違つて
いるようですね、どういふことですか。
○説明員(入江慧君) 軍属と準軍属の区別につ
きましては先ほど申し上げたとおりでございま
す。おっしゃるとおり、準軍属は、昭和三十四年
に援護の対象になりましたときは、軍人、軍属と
準軍属というものの勤務の態様等を考慮しまし
て、年金額に差等はあつたわけでございまして。こ
れは、具体的に申しますと、軍属に對しまして準
軍属は十分の五という年金に格差があつたわけで
ございまして、その後、国会の附帯決議等でも指
摘されまして、身分上のあることによって年金等に差
等を設けるのはおかしいじゃないかということが
ございまして、その後準軍属年金につきまして逐
次改善を行なひまして、今国会に提案してござい
ます援護法の改正が成立いたしましたすと、軍人、軍属
と準軍属との年金額は全部ひとしくなるというこ
とになっております。

○岩間正男君 それじゃ、次にお聞きしますが、
太平洋戦争時における軍属、準軍属の総数、これ
はどのぐらいに押えておりますか。

○説明員(入江慧君) ただいま先生のおっしゃ
いました援護法上の軍属、準軍属、正確にその軍
属、準軍属の総数というのを把握してございま
せんが、それに、何といえますか、現在恩給法の対象
になっております文官、高等文官と判任官でござ
いまして、それを含めた軍属についての数字は
持つております。それによりますと、終戦時に約
百五十八万八千三百名ということになってござ
います。このうち恩給法の対象になる高等文官、判任
官が若干含まれておりますが、一応終戦時の旧軍
属の数字、私どもが把握してございましては百五十八
万八千三百名ということになっております。

○岩間正男君 これは調査漏れというものは相当あ
るんじゃないかね。いかがですか。その後やっぱ
り追跡をやつておるのですか、現在も。もう打ち
切つておるのですか。どうなんですか。
○説明員(入江慧君) 一応、現在の段階では、私
どもが把握してございまして終戦の時点におきま
す軍属は、先ほど申し上げました数字でございま
す。

○岩間正男君 この辺非常に、何といひますか、
暗箱に入ったような面があつて、いろいろあとで
問題が個別的に出てきておると思うんですね。
それじゃ、そのうち、戦傷病者や死亡者、これ
はどうなつておりますか。この数字は、さつきあ
なたの発表した数字、そのうちでどうなつてま
すか。
○説明員(入江慧君) そのうち、太平洋戦争間に
死亡した人間の数は十六万九千人ということで数
字を把握しておりますが、戦傷病者については明
らかな数字を把握しておりません。

○岩間正男君 そうすると、戦傷病者について
は、もうほとんど打ち切りですか、この調査は、
把握してないというのだが、そこところは非常
に暗黒の部分なんだ。それが現在どういふ形
で社会に尾を引いておるわけなんだが、そうい
う努力は、これは援護局では、やる、そういう組
織があるのですか、ないのですか。

○説明員(入江慧君) 私が先ほど申し上げましたのは、太平洋戦争間に戦争によって戦傷病—傷ついたり病氣をした人間の数を把握してないとし上げたわけでございまして、そのうち、援護法の障害年金なり障害一時金の対象になる人間の数は、私どもとしてはわかるわけでございまして、そのほかの表にあらわれない戦傷病者というものについては把握する手がなかった、かような意味でございます。

○岩間正男君 いままでの方で把握する手がなかったというのですが、しかし、いろいろこれは起こっているわけですね。そういうものに対して、これは努力する、それを追跡する、そういう、何とかいいますか、機能はないわけですか、援護局の中に、だから、いままでの、何とかいいますか、認定したその数の範囲内ではこれは言っているわけですね。そこが非常に私には問題なところだと思ふんですが、戦争の影というのは、やはりまだずっと深く尾を引いておる。二十数年たつておるけれども、そういうところが現在までいろいろ顔を出してくるわけですね。だから、そういうところに対してどのように、これは援護の全体的な一つの政策として力を及ぼしていくのかという点、これは政治的に問題になるところなんです。そこなんです、私が特に問題にしているのは。

○説明員(入江慧君) ただいま御指摘の点につきまして、援護法制定以来数次にわたりました、恩給法との関連等も考慮しながら、障害者に対しまして援護の範囲は拡大してきております。ただ、現在の制度が申請主義というたてまえをとつております関係上、私どものほうの手元に出てこない限り私どもとしては把握できないというのが現状でございます。

○岩間正男君 これは厚生大臣の出席を求めないと、ちょっと無理な質問になると思ひますから、これはあとでいいですけれども、この点が政策としてはやつぱり問題になるところです。いままできめられたところだけやつていくというこ

とじゃなくて、実際はどうかというところ、そういうものが相当影を引いておるわけですね。そのところをどうするかというの、社会政策、当然の一つの政策としてやつぱり考えていくべきですね。それじゃ、そのうち援護法の適用及び処遇ですね、それを受けている人、いままでも、たとえば請求件数、何件がこれは出されて、可決、否決された、そういうものの統計はございませうか。

○説明員(入江慧君) 実は、私どもその統計をとる上におきましては、援護法に基づきます軍人、軍属、準軍属という分類に従ひましては、いま先生のおっしゃいました請求件数、可決件数、否決件数という数字を持っておりませうが、私ども、軍属の中で先生が言っておられます旧陸海軍部隊の公務員というものは軍属の一部になりますので、その一部のものにつきましては可決件数というのとはわかりませうが、その前後の請求件数と否決件数というの、ちょっと現在手元に数字がございませう。

○岩間正男君 これは統計の対象に載せなかつたんですか。

○説明員(入江慧君) 載せないということではございませうが、私どもとしては、先ほど申しましたように、援護法上の分類に基づきましては詳細な統計をとっているわけでございますけれども、そのうちの一部分のものについて、何と申しますか、現在のところ、数字を持ち合わせていないという意味でございます。

○岩間正男君 やつぱり、そういうところが意識的な政策として追求されていなかつたかという形が、そのままだつておるんじゃないかと思ひます。これはやつぱり問題のあるところですが、この点もこれはあとにします。

そこで、私お聞きしたいんですが、いままでもつてみますと、援護法というのがあるながら、これを知らないで申請してない人、そういう人も相当あるんじゃないかと思ひますね。それについて、政府のほうでは、これは請求指導というものをどういうふうに行なっているんですか。

○説明員(入江慧君) 私どものほうとしましては、援護法が、最近で申しますと、毎年のように、恩給法の改正との関連がありまして、改正があるわけでございますが、その改正のたびに、都道府県におきます改正法の説明会を行ないますと同時に、都道府県の職員が定期的にかかわるというようなことも考慮しまして、一年に一べん担当職員の研修会というのを開いております。それを受けまして、今度は、県のほうでは、市町村に対しまして研修会あるいは説明会というのも行なつておりますし、私どものほうでは、遺族の、何と申しますか、指導を行なうために、遺族相談員というものを置いておりますが、その遺族相談員の研修会というのも都道府県段階で行なつております。また、都道府県によりましては、都道府県内部を数ブロックに分けて巡回相談というのを行なつておりました、この巡回相談が法律改正の内容の周知徹底に非常に貢献しておるといふふうに理解しております。

○岩間正男君 そういう巡回相談なんかで、どれだけ申請指導が具体的にできたのか、そういう数、わかるんですか。

○説明員(入江慧君) 巡回相談、巡回指導を行なうに当たって都道府県のうち、一部、半数ぐらいの都道府県から巡回指導の報告がまいつておりますが、その報告の内容はまちまちでございます。いま先生の御質問にありましたように、どの県でどのくらいの集団巡回指導をやつて、その結果、何と申しますか、埋もれた遺族が何名出てきたというふうな数字は、私どもは把握しておりませう。

○岩間正男君 これは、結局、戦争の傷あとなんですが、これに対する社会政策としての追求が、どうもその辺が科学的になつていないんですね。そういうような機関を設けても、どれだけの一体救済がされたのか、そういう件数とか、そういうものがもつと報告される必要があると思ふんですね。この点も、さつきからお聞きしますと、いふと、一応はやつているけれども、ちょっとその点

のやり方が、ほんとうにやはりそういう暗黒部に日を当てていく、日陰に日を当てていく、そういうことにはなつてないよに感ずるわけですね。それじゃ具体的に伺ひますが、未処遇者が今度申し立てると、それに対してどういふふうな措置をやりませうか、そういう申請があつた場合でございます。

○説明員(入江慧君) 申請が都道府県を通じて厚生省のほうに提出されるわけでございませうが、通常の場合は、それにつきまして厚生省の援護局で書類審査をして可否を決定するということになつておりますが、法律上、厚生大臣の諮問機関であります援護審査会の判断を条件としておる部分がございます。この部分につきましては援護審査会の議決を経て採否を決定するという手続になつております。

○岩間正男君 この申請者が、もうずっと二十数年前あるいは三十年近くでありますから、そういう中で、たとえば自分の子供が死んだと、そうして、しかもその人は老齢化していると、もう八十歳以上の高齢になつておる例があるわけですね。字も十分に書けない、いろいろなそういう申請をやるに、自分ではそういう気持ちを持っていないけれども、なかなかそれが具体化できない、身寄りも少ないと、こういうふうな場合があるんですね。そういう手続が非常に困難な、そういう場合ですね。これはどういふ指導が行なわれているわけですか。

○説明員(入江慧君) まず、遺族の場合、結局、市町村の職員というの、まあ何と言ひませうか、一番末端の地域社会で遺族の方々と日常から接触があるというふうな関係もありまして、字も書けないような遺族さんの場合は、市町村の職員が代行して申請書類をつくるというふうな事例が非常に多いというふうなことは聞いております。

○岩間正男君 必ずしも手が届いていない、そういう例に私たちもしばしば触れるわけなんです、そのことをもう少しやつぱり組織化する必要があるんじゃないかというふうに思ひますね。遺族相

談員というのは、これはあるわけですね。これは厚生省で委託しているわけですか。全国でどれくらいいるんですか。

○説明員(入江慧君) 遺族相談員は昭和四十五年の十月に設置しまして、厚生大臣が遺族に対する相談業務を委嘱するという形をとっております。それで、現在の時点では全国で九百四十名おりますが、本年の十月からその五割をふやしまして千四百十名にするということになっております。

○岩間正男君 何か、こういう人には謝礼のようなものが出されているんですか。

○説明員(入江慧君) 一月五百円の謝金が出ております。

○岩間正男君 五百円ですか。五百円、これ、どう使う。ちょっとあんまり申しわけのね。いま五百円の一月の謝礼と申して、実際これ、業務をやれますか。これはまあ出さないよりは出したほうがいい。形、出したと、政府で出したら、そういうかっこうをとるために出しているんですか。実際こういうところをほんに周知徹底して、そして援護の手が及ぶ、そういう姿勢じゃないように思っていますね、どうでしょうかな。

○説明員(入江慧君) まあ、私どもの委嘱してあります遺族相談員と申しますのは、地方の篤志家でございまして、現実には遺族の方々の相談に応じているということで、遺族が相互扶助といえますか、要するにお互いがお互いを助けるというよきな関係でございまして、まあ謝金の多寡にかかわらず仕事をしていただけでございますが、若干やはり、一月五百円という数字は、御指摘のように、現在の段階では問題があるかと思えます。

○岩間正男君 そうすると、篤志家の精神的な活動に依存しているところになるわけですね。組織化された、一つの政策面として、ほんとうに援護の手をそういう日陰のところには及ぼすという体制にはこれはなっていない。やっぱり申しわけの、そういう形になっていると思うんですがね。今度この法案が少し改正されて幾ぶん変わ

わつてくると、そういう点で適用外にあつた人たちがそれらの改正によって適用されると、そういう例も生じてくると思うんですが、そういう点についてP Rはどういうふうにしておられますか。

○説明員(入江慧君) それは、先ほども申し上げましたが、私どもとしては、県に対する研修会あるいは説明会を行ないまして、県のレベルでは、今度市町村に対しては研修会、説明会、また、その相談員等に対する内容の徹底、さらには、先ほど申し上げました巡回指導をする、こういうような手続を通じて改正内容の周知徹底につとめております。

○岩間正男君 これは大蔵大臣にお聞きします。以上、厚生省の援護局の活動、そういう中で非常に日陰になっておる、そういう人たちに對するどういう手がおありになるかという面でお聞きしたんですが、こういう面では、どうなんでしょうか、援護局に対する……ここに厚生大臣が見えられないので、ここにそういう点で國務大臣としてお聞きしておきたいんですが、こういう問題、もう少しやっぱり積極的に取り上げておく必要があるんじゃないか。埋もれている、そういうところに対して、どういうふうな手を伸ばすかという一問題だと思いが、どうでしょう。

○國務大臣(愛知揆一君) それでは、まず数字的な点について辻次長からお答えいたします。

○政府委員(辻敬一君) 援護関係の改善につきましては、恩給に準じまして年金額を四十八年十月分以降二三・四割引き上げる等の措置を講じているわけでございまして、そのほか、援護関係独自の改善措置もあるわけでございまして、改善額の総額といたしましては、四十八年度は二十五億二千万円、平年度にいたしますと九十六億二千六百万円というふうな改善措置をとっているわけでございます。

○國務大臣(愛知揆一君) 現状は、数字的にいま申し上げたとおりでございますが、今後の問題については、厚生省等とおよく御相談をいたしま

して、善処してまいりたいと思えます。

○岩間正男君 では、次にお聞きします。これは、いまの問題と問題をかえませんが、国家公務員の共済組合の問題です。

私は、四十五年の当内閣委員会で、国家公務員共済組合連合会の不正不当事理問題に關連して、管理運営の民主化の問題を取り上げて質問しました。そういう中で、これはある一定の民主的な改革が行なわれたと思うのですが、今回は、共済組合連合会の単位組合ですね、これは、幾つかあるわけですが、そういう中

の具体的な一つとして、大蔵省の共済組合における運営審議会の機構と運営の民主化についてお聞きしたいと思えます。

まず、運営審議会の委員ですね、これはどういうふうな大蔵省では構成されておりますか。

○政府委員(片山充君) 大蔵省の共済組合の運営審議会につきましては、御案内のように、大蔵省の共済組合といたしましては、造幣局あるいは印刷局が別の共済組合を組織することになっております。関係もございまして、大きな職域のグループといたしまして、大蔵本省、財務局、税関、国税庁といった四つの職域があるわけでございまして、それぞれにつきまして共済組合の事務を主管しております。共済組合の代表いたします者をそれぞれ一名ずつ選ぶ、それに本部長の職にある者を加えまして、合計九名で構成することにいたしております。

○岩間正男君 運営審議会というのは、組合員が天引きされている掛け金の一年間の使用方法を決定する場であると思うのです。組合員の意思が十分反映される運営がこれには必要であると、こう考

えるのですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(片山充君) 共済組合法の第九条にもそういう趣旨のことが書いてございます。御指摘のとおりでございます。

○岩間正男君 在来、共済組合というのは、これは組合員のものだというふうに考えていいですか。

○政府委員(片山充君) 共済組合の目的につきましては、先生御案内のとおり、共済組合法の一条でございますが、にもございまして、病気でありますとか、その他のいろいろな職員の災害の相互救済を目的とする組織であるというふう

に理解いたしております。

○岩間正男君 大づかみに、これはどこに置いた方がいいかということですね、組合員のものなんです。それから、あるいはこれは大蔵機構のそういう管理の中にある、それでしかも一方において、この掛け金を通じて資金運用部資金、そういうところにも相当金が、これは三分の一でしたかね、出されている、こういうことなんです。この機構そのものの考え方ですね、どこに腹を置くかということが問題になると思えますが、この性格をわれわれは検討する上に、どういうふう

に考えた方がいいですか。

○政府委員(辻敬一君) 共済組合制度の運営にあたりまして、できるだけ組合員の意思が反映され、自主的に行なわれることが望ましいことは御指摘のとおりでございます。しかし、ただいま片山政府委員からもお答え申し上げましたように、共済組合制度の目的は「国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。」とい

うように法律にもうたわれているわけでございまして、そのほか、第八条のところに共済組合の管理につきまして規定がございまして、各省各庁の長がこれを管理するということになって

るわけでございまして、公務の能率的運営に資することを目的とする制度でございまして、共済組合制度運営の責任といたしましては、これは当然国が負うべきものと、かように考えているわけでござい

ます。

○岩間正男君 その共済組合法ですね、それが非常に問題なところだと思っておりますが、どこに主体を置くかというところは非常に私は重要だと思っております。その共済組合そのものでも、公務を行なう、それに必要なそういう条件をつくっていくと

いう点が掲げられているのですが、やはり組合員としての生活や権利ですね、そういうものを守るというところが実は主体じゃないんでしようかね。その辺の考え方というのは、どうも大蔵省—ほかの官庁もそういうことは残っていると思えますが、その辺が基本的にやはり相当論議のあるところじゃないかというふうに思うわけですね。と申しますのは、これはどうですか、たとえ昭和四十八年度の事業計画案について組合員から意見を求めた、そういう事実がありますか。

○政府委員(片山充君) 四十八年度の事業計画その他につきましては、二月末に運営審議会を開催をいたしまして御審議いただいたわけでございますが、その前から、各職域を代表いたします委員あるいは共済組合の事務を主管いたします委員を通じて、職員共済組合の意見も十分聴取いたしますし、われわれのほうの計画につきましても数次にわたって説明をするという手続を経て決定をいたしております。

○岩間正男君 これは一応運営審議会というのがつくられておる、そこに代表を出している、だから形は一応の構成をとっているようでありまして、けれども、それなら、これを構成する組合員の一人一人のそういう、いわばそれを知る権利あるいは意見を出す権利、そういうものが民主的に確立されていくかならぬと思うのですが、そういう問題について組合員から意見を聴取するというようなやり方は大蔵省ではあまりとっていられないんじゃないですか。

○政府委員(片山充君) 先ほどもお答え申しましたとおり、職域を代表いたします委員がいろいろなパイプを通じて意見を集めておるわけでございます。われわれといたしまして、そういういろいろなルートを通じて意見を十分尊重して、計画なり予算なりを作成いたしておるわけでございます。

○岩間正男君 いろいろ、ニュースを発行するとか、運営審議会の日時とか議題とか、そういうものを組合員に周知徹底させる、そういう方法をと

られておりませんか。

○政府委員(片山充君) 御案内のように、共済組合には、本部のほか、大蔵省共済について申し上げますと、三十三の支部がございます、本部支部それぞれ違いますが、それぞれに御指摘のような情報伝達のためのニュースその他の手段を持っております。そういうものを通じて、随時計画なり実績なりをPRすることになっております。

○岩間正男君 必ずしもそうならないんじゃないですか。ここに具体的な例があるんですが、「関税局報」というのがありますが、これについてはほんとうに短いですが、「短期給付の据置きなどきまる」という一ページだ。昭和四十七年度大蔵共済事業計画というもので一ページの報告があります。ところが、審議会の委員には膨大な、こういうものが配られているわけですね。これは私たちが借りてきたわけですが、これがほんとうに組合員に配られているかという、ほとんどここに現実はないですか。ここに証拠がある。こういうことだと、私は、この運営そのものが—この前も三年前に私たちが問題にしたのは、これは連合会の問題であります、同時に、それを構成する単組合の場合、やはりそれは徹底しないと、全体の連合会そのものも民主化されないと、これは一つの共済組合の民主化の問題になるわけですね。

だから、私は、最初どこに一体これは主体を置くのか、これを構成する組合員のその権利と生活を守るということに主体を置いて、そしてそれを中心に運営するというのか、あるいは官庁の機構の一環として公務を遂行するに都合のいい、そういうような方法で運営するの、このところがやはり問題があるところだと思っております。私たちがいろいろやったり聞くわけですね。国家公務員の組合のそういう人たちがいろいろの実態を聞くわけですね。いろいろ要望があるわけですね。そういうものを聞いておられますか。

○政府委員(片山充君) 先ほど御指摘のございました「関税局報」と申しますのは、いわば、事務当局、これはその関税の事務という意味でございますが、関税の事務をやります当局のほうで、部内の職員に対する、何と申しますか、広報のためにやっております一つのメディアでございます。私が先ほど申し上げましたが、共済組合の事業のためのPRのメディアといたしましては、そのほかいろいろんなニュースとか情報というものがあ

るわけでございます。具体的には、四十八年度の事業計画あるいは予算につきまして、それらのニュース、情報のたぐいを通じてどういうPRが何回なされたかについては、実は確認をいたしておりますけれども、本部、支部を通じてございまして、そういうものも何回か出されておるわけでございます。そのほかに、冒頭に私申し上げましたように、特に職域の共済組合を代表いたします委員から意見を聞きましたり、あるいはこちらが説明をいたしましたり、そのほか、そういう手

段を通じてのPRというのもやっておるわけでございます。なお、しかし、各共済組合員に対してPRにつきましてはできるだけにやらなければならぬことはおっしゃるとおりでございます。われわれといたしまして、そういう趣旨で、そういう方向で今後とも努力いたしたいというふうに考えております。

○岩間正男君 ちょっと、わかったようなわからないような御答弁なんですが、周知徹底させな

きやならぬ、そういうことだが、まあやっておるはずだ。しかし実際は確めたものじゃないです。ところが事実はそのうふうになっていないですね。運営審議会できまされた内容を周知徹底させると、そういう点でほんとうに意を用いて審議会委員がやっておるかという、そういうふうになっていない。先ほど申しましたように、これは全く申しわけのなものです、一ページぐらいの。こういうものがちよっと載る。これで見なきゃわからないというように、実際は自分たちは自分の俸給の一部を天引きされているんですから。

そういうふうにして運営されているその組合の実態というものがほんとうに具体的に明らかにされていない、こういうところに、やはり問題があると思うんですね。したがって、これは運営の民主化ということで非常に問題になっているんじゃないですか。たとえば、全税関の労働組合から大蔵省の共済組合の部長あてに、運営の民主化についての要望が出されていますね。昭和四十八年三月十四日付、これはどういうことですか。

○政府委員(片山充君) 御指摘の三月十四日付の本部長に對します要求というのは、ここに私も持参してまいっております。大きく分けて、運営についての問題、あるいは具体的な短期給付の自身の問題、短期給付の中身といたしましては幾つかの具体的な要求が書かれてあるわけでございます。

○岩間正男君 その運営の部分でどういう要求が出ていますか。

○政府委員(片山充君) まず第一といたしまして、審議会の委員に全税関労組の代表を加えること、二番目といたしまして、審議会が開かれる際には、組合員の要求と意見が十分に反映できるようにするため、事前に相当の期間を設けて、議題とその内容、日程を組合員に周知徹底させること、三番目といたしまして、審議会の議事録をそのつど公開することということになっております。

○岩間正男君 これはどういうふうな処理されましたか。

○政府委員(片山充君) 審議会の委員のことでございましてけれども、これは冒頭に私御説明いたしましたように、大蔵省共済組合といたしましては、その職域が大きく分けて四つあるわけでございます。その四つの職域についてそれぞれ共済組合員の代表と共済組合の事務を主管いたしております者を一名ずつ任命をいたしております。で、御案内かと思っておりますが、共済組合法に審議会の委員は十名以内ということになっております。で、そういう現実からいまして、全税

関労組の代表を加えるという事は、数字、ワクの関係からいささか無理ではないかというふう

に思っております。それから二番目の、十分に反映できるように事前に説明なり何なりをしという問題でございますが、これは、先ほど来私繰り返してありますように、審議会の委員を通じまして、あるいは本部あるいは各支部のいろいろな情報伝達のためのニュースとか情報のたぐいがあるわけでございますが、そういうものを通じてやっておるわけでございます。

それから三番目の審議会の議事録の問題でございますけれども、この点につきましては、運営審議会——従来のやり方は正式に速記者を入れて完全な形で議事録を作成するというのをいたしております。したがって、そのつどこれを公開するという事になりますと、まずそういう完全な形式での議事録を作成しなければなりませんし、また、審議会の委員の御意見その他につきましても十分承った上で結論を出さなければならぬ問題ではなからうかというふう存じております。

それからなお一言つけ加えておきますけれども、こういった御要望もございまして、先ほど私も申し上げましたけれども、従来以上に共済組合員に対しましてPRについては努力をいたしますとともに、六月に実は四十七年度の決算のための運営審議会があったわけでございますが、

【委員長退席、理事内藤三郎君着席】

この際には、事前に、事実上いろんな組合の御要請がありました組合の代表の方とは詳しい資料も提供した上で御説明をし、意見の交換をするというふうなこともいたしております。

○岩間正男君 要望があるという事は、やはりそれはいろいろ不十分なことがあるから出ているわけですね。だから、一応いままでのような御答弁がありまされども、この点についてのやはり努力が十分でないんじゃないかというこのこれは反証として言えると思うのです。

そこで、運営審議会委員の決定というのは、これは法第九条三項ですか、大臣の一方的な任命でまゐる、こういうことになるわけですね。十人以上というのがありますが、十人以内ではできないわけなんじゃないか。もとはどうなんですか。たとえば全税関という組合ですね、全税関の委員長というのは、これは審議会になっていったんじゃないですか。これはなぜ現在ではできなかったんですか。

○政府委員(片山充君) 税関関係の職員組合につきましては、かつては全税関と称されておりましたが、一つであったわけでございますが、たしか三十九年であったと承知いたしておりますけれども、そのときに別の組合ができたわけでございます。で、そういう事態が起こります前は全税関の關係の方も運営審議会の委員に入っておったことがあるのではないかと承知いたしております。

○岩間正男君 これは第二組合がつくられた、これはずいぶん意識的につくられた、相当な工作も行なわれた、こういうことは当時問題にもなったわけでありまして、現在とて第一、第二という組合があるわけですね。第二組合は、これは代表して出ているわけですね。第一組合のほうは、人数からいえばこれは少ないようでありま

すけれども、しかし、こういう形にできた場合には、第一組合——いままでも従来やって、それで民主的な運営をやつて、とにかくいろいろ問題については、いわば戦つてきた、そういう組合員というのはどうしても冷やめしを食わされる、それからそういう代表権というのとはとられる、こういう実態が起こっているんですが、こういう点はどうなんでしょうか。こういうものの運営というものは、官僚機構じゃないわけですね。官僚機構じゃないんだから、別なやり方角度で考えないと、何と云つたかこれは組合員のものなんですね。それがこういふかこうで官僚機構のようない形でずつと押しつけられてくる、そして実際は第一組合というのはいささか形ではほとんど破壊されていくというふうな、権利が非常に削減さ

れ、そういうことが実際具体的に起こっているんじゃないですか。こういうふうな差別待遇という問題のあるところもあるし、それから実際のこの共済組合そのものの運営として、非常にやり問題があるんじゃないか、こういうふうには思われないです。むしろ、これは大蔵省だけじゃありません。いろいろそういう第二組合が発生したところがあるわけですね、そういうところで、

【理事内藤三郎君退席、委員長着席】

○國務大臣(愛知揆一君) 大蔵省の共済組合の現状については詳細に政府委員から御説明申し上げたところであります。そして、審議会の構成は現在九名でありますけれども、組合員側の代表は、大蔵省職員組合執行委員長、全国財務職員組合中央執行委員長、税関労働組合全国連絡協議会議長、国税労働組合全国会議議長、こういう四名、それから、官側と通常言われますが、それが四名で、会長は事務次官が当たっているわけですね。それから、共済組合の性格は法律でも定められてい

るとおりであつて、公務の執行、運営を円滑にするという一つの目的になつていまして、いまあなた一人ふやせとおっしゃっておりますけれども、御案内のように、四つの系統があるわけですね。それぞれを代表しているわけですから、税関だけこれに一名ふやすというふうなことは、全体の人員の数で、たとえば国税庁の職員数方名と税関の職員数を比べてごらんになりますと、税関の組合だけに二人の代表者を出すという事はむしろ私はおかしいと思つております。一方に偏した扱いをするとかしないとかいうことは、お話をあるまでもなく、そういうことがあつてはならないようにしたいと思つております。しかし、制度の問題としてここに一人全税関から加えろと言

われても、これは無理な御要求でありますから、これはお断り申し上げます。なお、付言いたしますが、私自身も正確な日付はここにメモを持っておりませんが、大蔵省の職員全体に対する希望あるいは要請等は直接にも聞きたいと思つて、私もできるだけ時間をさいて直接会見をいたしております。公式並びに非公式に。そういうことで、私としてもできるだけ努力はしているつもりでございます。

○岩間正男君 私は十名にしろというふうな言つたわけじゃないんで、これは先回りして言われたわけですね、人数の代表というので、人数からいふこともありますが、いま言つたような不利益処分のようなことが実際共済組合なんかの運営の中で起こつてはならぬと、これについて、はつきりやはりそこを民主的な運営ができるように考えるべきじゃないか。ほかの建設省の例なんか見ますと、大蔵省とこれは違つてい

るんですね。これはほかの省でどうですか、こういう審議会委員ですね、運営審議会の委員の選び方というのは、みな研究されておりますか。比較検討されましたか、大蔵省の場合。

○政府委員(片山充君) ほかのいろいろな共済組合のものにつきましても、それぞれ代表すべき職域の数、その他御事情の差があるかと思つて、若干の差はございませうけれども、大筋においてはわれわれの運営審議会と大体同じであるというふうな承知いたしております。

○岩間正男君 まあ、だいたいそのところの構成のしかた、これ、違つている例がわかりませうね。だから、そういう点は十分検討してほしいと思つておられます。全体、これは共済組合の単位組合として具体的にそういうところは検討して見る必要がありませう。とにかく、何と云つたか、一番中心になつて大蔵省の中でしばしばそういう問題が

合の運営そのものでいろいろな不利益処分のよう
なかつこうが出てくるとまづい。そういう点はな
るべく民主的な態度を貫くというようなことでな
いというと思ひますから、そういう点を
要望しておきたいと思ひます。

それから、いまのような申し入れについては、
これは具体的に話しておられるのですか。申し入
れがよくありますね。それについて懇談を十分に
やる、そしてそういう要求を取り上げると、こう
いうような形になっておられますか。

○政府委員(片山充君) 私、実は着任いたしまし
てから一週間ばかりでございますので、前課長時
代でございますけれども、三月にそれぞれの組合
の代表の方と十分に意見を承り、こちらの意見も
申し上げたというふうに承っております。

○岩間正男君 共済組合法の第九條四項では「委
員を命ずる場合には、組合の業務その他組合全員の
福祉に関する事項について広い知識を有する者
のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏
することのないように、相当の注意を払わなければ
ならない。」、こういうふうにあるわけですが、これ
ども、これが徹底しておられますか。

○政府委員(辻敏一君) 運営審議会の委員の任命
につきましては、ただいま御指摘のございました
条文のとおりでございますが、私どもはそのとお
り運用されているというふうに承知をいたしてお
ります。

○岩間正男君 これは、承知をいたしております
で、このところ、まあまかり通るわけなんです
けれども、もっとこれは調べてみる必要はありま
せんか。もっとそういう要請が起つても、必ず
しも実態は、いま言ったように、こういうふう
に聞いておられますか、承知しておりますかと
いうことでは、やっぱりこの問題は具体的に進展
しないわけですからね。そういう点について、どう
ですか。

○政府委員(辻敏一君) 先ほど来御指摘のござい
ました大蔵省の共済組合の運営につきましては、
先ほどから担当の片山政府委員からお答え申し上

げたとおりでございます。

○岩間正男君 そのところは、これは実態をあ
げて私はお伺いしておるのですが、具体的に言
いますと、決定されても、それを要旨の要約でしか
知らされていらないというところに、これは不満が
あるわけですね。それから、決定される前の事業
計画の執行状況と結果及び予算決算、それから計
画案等の資料が知らされることなく、知る機会も
ないので意見を言うこともできない状態に置かれ
てこれはもう運営されておつたと、こういうこと
になるわけですから、そうなりますと、やっぱり
民主的運営ということにはならぬと思つてござ
います。こういう点について今後具体的に運営の上で
どういうふうな注意を払われるのか、そのことを
お聞きしたいと思います。

○政府委員(片山充君) 先ほど来申し上げており
ますように、共済組合のそれぞれ本部、支部を通
じまして、それぞれ所属の共済組合員に対して
PRのメディアはいろいろ持つておるわけござ
います。そのほかに、運営審議会の委員に任命さ
れております共済組合員の代表者も、従来これは
もうすでに四半世紀に及びまして大体こういう形
で運営をされておるわけでございますが、従来い
ろいろなパイプを通じまして説明をしたり、意見
の吸い上げをやつたりいたしておるわけござい
ます。したがって、われわれといたしましては、
御指摘のような、共済組合員の意見が反映されな
い、あるいはわれわれのほうの説明が徹底されな
いといったような事態はないというふうに確信を
いたしておりますけれども、しかし、先ほど私申
し上げましたように、こういったPRというの
でできるだけ十分にするのが制度の趣旨である
と思ひますので、今後ともそういう方向で努力を
いたしたいと思つております。

○岩間正男君 時間もないから、具体的な問
題……。いまあげられたような、いかにもそれは
民主的に運営されているような御答弁であります
けれども、なかなかさういっていない面が実際に
こつておりますから、そういう問題について十分

にこれは留意される必要があると思つてござ
います。私は大蔵省の場合を具体的な例としてあげたんで
すが、ほかの単組でもこういう事態が全体として
相当起こつていっているんじゃないか、そういうことが
また連合会における、あのような、三年前問題に
なつたような問題を発生させる原因にもなつてい
ると思つてございます。そういう点について十分に今
後民主的な運営について努力をする必要があるん
じゃないか。問題の指摘だけになりましたが、そ
ういうことをあけて、私の質問はこれで終わら
す。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。
〔午後五時二十二分速記中止〕
〔午後五時五十二分速記開始〕
○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。
ほかに御発言もないようですから、三案に対す
る質疑は終了したものと認めます。
これより三案を一括して討論に入ります。――
別に御発言もないようですから、三案に対する討
論は終局したものと認め、これより採決を行な
います。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案を問題
に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(高田浩運君) 全会一致と認めます。
よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。

○内藤三郎君 私は、ただいま可決されました
恩給法等の一部を改正する法律案に対し、自民、
社会、公明、民社の四党共同提案にかかる附帯決
議案を提出いたします。

まず、附帯決議案を朗読いたします。
恩給法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)
政府は、次の事項について速やかに善処する
よう要請する。

一 恩給法第二条ノ二について、その制定の趣
旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライド
するようその制度化を図るとともに、退職年

次及び公務員別による恩給格差の是正措置を
講ずること。
一 恩給の最低保障額については、他の公的年
金の最低保障額との均衡を考慮して短期在職
者への措置を含みその抜本的改善を図ること。
一 旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き
続く実在職年が三年以上七年未満の兵に対し
ても支給の途を講ずること。

右決議する。
附帯決議案の趣旨は、案文及び審議の過程で明
らかでありますので、説明は省略させていただきます。
以上でございます。

○委員長(高田浩運君) ただいま内藤君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行な
います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(高田浩運君) 全会一致と認めます。
よつて、内藤君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

次に、昭和四十二年度以後における国家公務員
共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等
の一部を改正する法律案、及び、昭和四十二年
度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定
する共済組合が支給する年金の額の改定に関する
法律等の一部を改正する法律案、両案全部を問題
に供します。
ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕
○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。
両案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(高田浩運君) 全会一致と認めます。
よつて、両案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

二九

○片岡勝治君 私は、たゞいま可決されました共済関係二法案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたしました。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案) 政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の諸点につき速やかに検討の上善処すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金については、国家公務員及び公共企業体職員の給与にスライドするようその制度化を図ること。

一、共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。

一、長期給付の財政方式については、賦課方式の問題も含めて検討すること。

一、旧令及び旧法による年金額の改善に努めること。

一、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の年金算定の基礎俸給、最低保障額等の差異については、是正すること。

一、家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

一、共済組合の運営が一層自主的、民主的に行なわれるため、運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

右決議する。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審議の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(高田浩運君) たゞいま片岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高田浩運君) 全会一致と認めます。よって、片岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、政府からの発言を求められております。順次これを許します。坪川総理府総務長官。

○国務大臣(坪川信三君) 一言御礼を申し上げますが、ごあいさつを申し上げたいと思うのでございます。

恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、当委員会に御審議をお願い申し上げましたところ、長時間にわたりました。真摯な御審議を賜わり、その貴重な御意見、また御高見等も交えての御要望等十分拝聴いたしましたわけでございます。

このたび皆さまにおかれましては、委員長はじめ委員諸先生の格別な御配慮のもとにおいて、全会一致をもって議決を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

賜りました御高見等につきましては、今後法の運用に万全を期したいと考えております。ともにも、また、各党一致の御決議の三点につきましても十分拝承もいたしておりますし、まことに貴重な適切な御要望、決議であろうと私は考えます。

今後これらの御要望につきましては十分御期待に沿うよう万全の配慮と、また御期待に沿う

べく前向きな姿勢をもって検討申し上げることをお約束申し上げます。皆さまに対する感謝のごあいさつを終えたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長(高田浩運君) 愛知大蔵大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして十分の御審議をいただきまして、全会一致をもって御議決いただきましたことを感謝申し上げます。そして、たゞいま御決議のありました本件に関する事項につきましては、政府といたしましては困難な問題もございしますが、御趣旨を体し

まして十分検討したいと存じます。

○委員長(高田浩運君) 新谷運輸大臣。

○国務大臣(新谷實三郎君) 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、御審議の結果、御議決をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、ただいまこれに関する附帯決議を付せられたのでございますが、これらの事項につきましては、政府といたしましては困難な問題もござい

ますけれども、御趣旨を体しまして十分検討したいと存じます。まことにありがとうございます。

○委員長(高田浩運君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高田浩運君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二分散会